

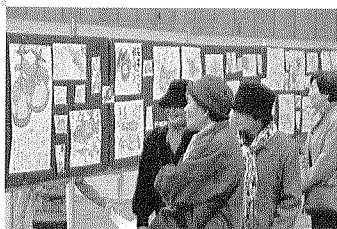


第2次 苫小牧市民文化芸術振興推進計画

～文化の薫り高く潤いのあるまちづくりをめざして～



平成 28 年度 平成 37 年度
2016 → 2025



苫小牧市
2016年3月





はじめに

文化芸術は、市民一人ひとりが個性を発揮し、創造性や表現力を育む源となるものです。市民がこのまちに生まれ育ったことに誇りを持ち、心豊かに暮らしていくまちづくりを進めていくためには、文化芸術振興の取組みを着実に進めていくことが大きな力になると考えております。

本市が全国の地方自治体に先がけ、平成14年に制定した「苫小牧市民文化芸術振興条例」は、文化芸術を盛んにしたいという市民熱意の表れといえるものでした。第1次苫小牧市民文化芸術振興推進計画は、この条例に基づき、本市が取り組む文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するために策定したものです。

第1次計画の10年間においては、市民や文化団体をはじめとする多くの皆様のご協力により、新たな施策を実施することができました。文化公園を会場としたアートフェスティバルの開催や、市内で活躍する芸術家の登録・派遣制度であるアーティストバンク、アウトリーチ推進事業などの取組みのほか、平成25年には市民の念願であった苫小牧市美術博物館「あみゅー」が完成し、本市の文化芸術の新たな拠点として活用されております。これらの施策により、多くの市民が文化芸術への関心を広げ、新たな芽吹きを実感されたものと思います。

第2次計画は、この小さな芽を大きく育て、しっかりとした幹とし、文化芸術振興の柱としていくために、重要な役割を果たすものと考えております。推進にあたっては、これまでの取組を継続して深め、さらに充実・発展を目指すとともに、「文化の薫り高く潤いのある市民生活」の実現に向けた指針となるよう、全力で取組みを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました、苫小牧市民文化芸術審議会の委員の皆様をはじめ、ご意見をいただきました市民の皆様から、厚くお礼を申し上げます。

平成28年3月

苫小牧市長 岩倉 博文

Contents

第1章 計画策定の背景	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画期間	1
3. 計画の位置付けと策定体制	2
4. 取り巻く背景の変化	3
5. 基本的な考え方	4
第2章 前計画における取組の検証と課題抽出	5
1. 前計画期間における取組の検証	5
2. 市民アンケート結果からの検証	11
3. 見直しの方角性	12
第3章 施策の推進	13
1. 意識の高揚	13
2. 歴史的文化遺産の保存と活用	14
3. 文化芸術に接する機会の拡大	15
4. 人材の育成	17
5. 交流の促進	18
6. 環境の整備及び充実	19
7. 文化芸術性に配慮したまちづくり	21
8. 高齢者・障がい者への支援	22
9. 青少年への支援	23
10. 学校教育への支援	24
資料	25
1. 苫小牧市民文化芸術振興条例	26
2. 苫小牧市民文化芸術振興基金条例	29
3. 文化芸術の振興に関する基本方針	30
4. 苫小牧市民文化芸術振興助成金交付要綱	34
5. 審議会における審議経緯	38
6. 市民アンケート結果、パブリックコメント結果	40

第1章 計画策定の背景



1. 計画策定の趣旨

文化芸術の振興についての基本理念を明らかにし、施策を総合的に推進するために国において制定された「文化芸術振興基本法」の公布施行と併行し、本市においても市議会議員の提案による「苫小牧市民文化芸術振興条例」が平成13年12月に可決され、平成14年4月1日から施行となりました。

同年、教育委員会内に文化芸術振興の専門組織や、市長の附属機関として文化芸術の振興に関する重要事項を審議する「苫小牧市民文化芸術審議会」が設置となりました。

審議会では、翌年(平成15年3月)、苫小牧市民文化芸術振興条例の規定に基づき、市が行う文化芸術振興施策を総合的に推進するための基本的な方針として、「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を策定しました。

「苫小牧市民文化芸術振興推進計画(第1次)」は、この「基本的な方針」に基づき、市が取り組む具体的な施策を明らかにするため、平成18年4月から平成28年3月までの10年の計画期間をもって策定したものです。この計画のもと文化芸術振興のための新たな事業や、多くの市民が参加する行事を開催するなど事業を拡大し、多彩な取組みを展開して計画を推進してきました。

この度、計画期間の終了を迎えるにあたり実施した市民アンケートや、文化芸術審議会での審議において、市民の文化芸術に対する意識やこれまでの取組みの課題について明らかになりました。また、文化芸術を取り巻く社会背景や市民意識の変化による新たなニーズなど、様々な課題に的確に対応できる計画へと修正する必要が生じてきました。

第2次苫小牧市民文化芸術振興推進計画は、「文化の薫り高く潤いのあるまちづくり」に資することを目標とし、第1次計画の内容を引き継ぐとともに課題を解決へと導き、文化芸術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進に向けた新たな一步を踏み出すため、内容を深めて充実し、「基本的な方針」の着実な推進に向けた指針として策定するものです。

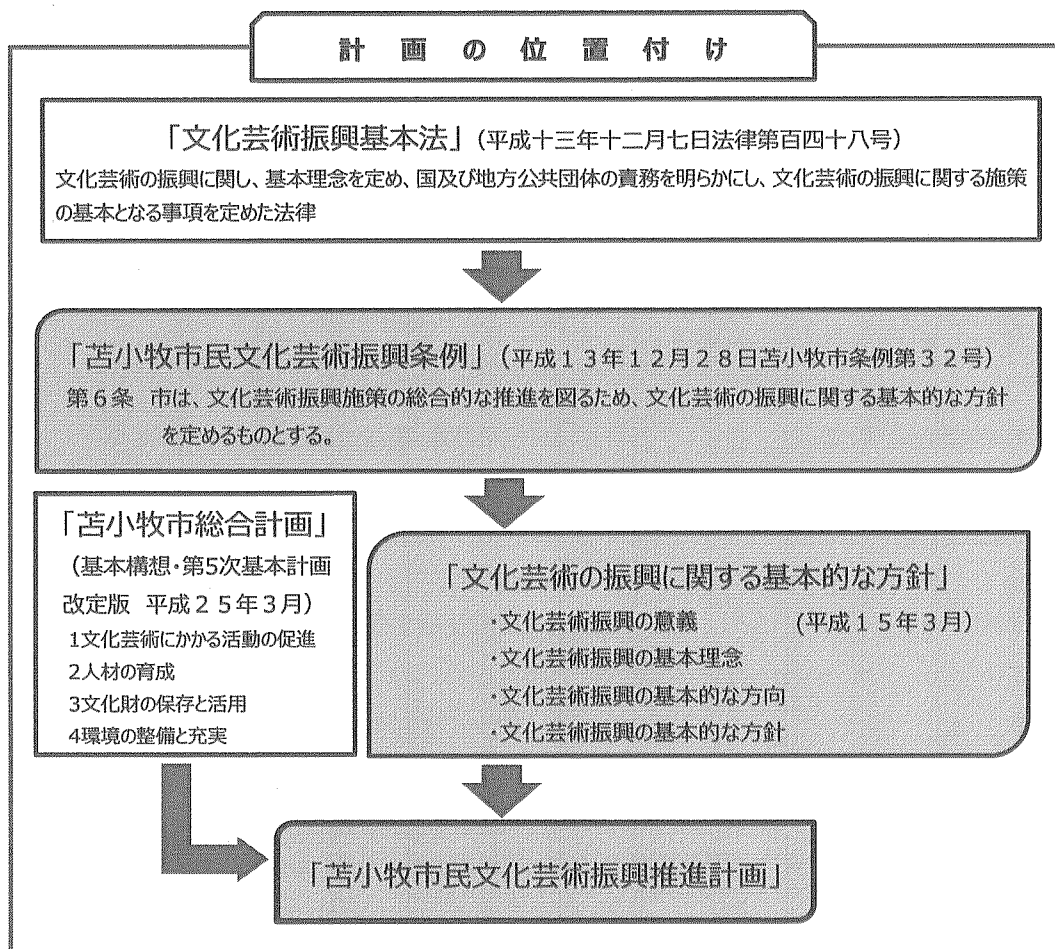
2. 計画期間

本計画は「文化の薫り高く潤いのあるまちづくり」を目標としており、計画内容については理念的要素が強く、何よりも継続性が求められることから、計画期間は平成28年4月から平成38年3月までの10年間(28年度から37年度)とします。

3.計画の位置付けと策定体制

(1)計画の位置付け

本計画は平成25年(2013年)に策定された「苫小牧市総合計画」(基本構想・第5次基本計画改定版)を上位計画とし、苫小牧市民文化芸術振興条例や市の計画との連携を図りながら文化芸術振興に係る施策を総合的に推進し、実現するための部門別計画とします。



(2)策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、文化芸術関係者、市民等で構成する「苫小牧市民文化芸術審議会」で審議し、内容の検討とともに、市民アンケートやパブリックコメントにより広く市民から意見をいただきました。

○苫小牧市民文化芸術審議会

平成25年度第2回審議会(平成26年3月開催)から平成27年度第5回審議会(平成27年11月開催)まで審議を行い、第1次計画の検証・評価や、本計画の施策についての提言をいただきました。

○市民アンケート

計画策定のための基礎資料として、平成26年7月1日から7月18日までの実施期間を設け、住民基本台帳から無作為に抽出した16歳以上の市民2,000人を対象に、文化芸術に対する考え方、文化芸術に対する参加の意向、文化芸術活動を行うための問題点と解決策、回答者の属性など、全10項目の設問に対し回答をいただきました。

○市民意見募集手続き（パブリックコメント）

平成27年12月に計画(案)を公表し、市民のみなさまから意見を募集しました。

- ・意見の募集期間 平成27年12月7日～平成28年1月5日まで
- ・意見と市の考え方 巻末資料45頁に記載しています。

4.取り巻く背景の変化

(1)国の動向

文化芸術の振興についての基本理念を明らかにし、その方向性を示した「文化芸術振興基本法」が施行され、基本理念のほか、国と地方公共団体の責務や文化芸術の振興に関する基本的な方針の策定義務が定められました。現在までに第1次から第4次までの基本方針が閣議決定され、諸情勢の変化に応じた基本的視点や取組み事項が定められ、推進されています。

平成27年5月に閣議決定の文化芸術の振興に関する基本的な方針(第4次基本方針)では、文化芸術資源で未来をつくり「文化芸術立国」の姿を創出していく国家戦略を目指すことや、諸情勢の変化を踏まえた以下の対応が挙げられています。

《文化芸術を取り巻く諸情勢の変化を踏まえた対応（※第4次基本方針から一部抜粋）》
(地方創生)

人口減少社会が到来し、特に地方においては過疎化や少子高齢化等の影響、都市部においても単身世帯の増加等の影響により、地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足が指摘されている。

文化芸術、町並み、地域の歴史等を地域資源として戦略的に活用し、地域の特色に応じた優れた取組みを展開することで交流人口の増加や移住につなげるなど、地域の活性化を図る新しい動きを支援し、文化芸術を起爆剤とする地方創生の実現を図る。

(情報通信技術の発展等)

インターネット等の情報通信技術の急速な発展と普及は、国境を越えた対話や交流を活性化させたり、情報の受信・発信を容易にしたりするなど、あらゆる分野において人々の生活に大きな利便性をもたらし、文化芸術活動の創造活動への貢献のみならず、多様で広範な文化芸術活動の展開に貢献するものである。一方、新たな社会的課題を惹起(じゃっき)している。例えば、人間関係に及ぼす様々な影響が指摘されるほか、違法配信等による著作権侵害の深刻化といった問題も生じている。こうした情報通信技術の利点や課題等を踏まえ、デジタルアーカイブ化の促進やデ

デジタル・ネットワーク社会に対応した著作権制度等の整備を図る。

(2)本市の文化芸術を取り巻く状況

本市の文化芸術振興事業は、公共施設などにおける活動とともに、市民文化祭や文化芸術鑑賞事業の開催により、文化芸術に触れる機会の拡充に努めてきたところです。さらには、昭和52年12月に市内の篤志家（地元建設会社相談役）からの寄附が契機となり、その売却益や利息、賃借料を原資とする条件のもと「苫小牧市文化振興基金運営委員会」を組織し、公演など市の主催事業や、市民・文化団体が行う文化芸術活動への補助などに活用され、一層の文化芸術活動の活発化につながりました。

また、平成14年には「苫小牧市民文化芸術振興条例」、「苫小牧市民文化芸術振興基金条例」が施行となり、文化芸術の振興に対する一層の弾みになったところです。さらに、これまでの寄附は新たに設立した「苫小牧市民文化芸術振興基金」へと積立金を引き継ぎ、現在はこの基金と基金設立の趣旨に賛同していただいた方々の寄附を併せ、文化芸術振興事業として多彩な事業を実施しています。

5.基本的な考え方

(1)計画の推進体制

本計画の施策を着実かつ効果的に進めていくためには、行政、市民、NPO、ボランティア、芸術家、文化芸術団体、メセナ企業、教育機関など、各活動主体がそれぞれの立場を活かし取り組む必要があります。

行政は文化芸術振興施策の全体的なマネジメントを行うほか、進捗状況の把握や取りまとめを行い、各主体が円滑に取組みを進められるよう、連携を深め、全体として計画が推進するように調整を図っていきます。

さらに、行政の内部では各関係部局間の連携を図るほか、苫小牧市民文化芸術審議会に取組み状況を報告していきます。また、事業実施時のアンケートや、各主体のネットワークを活かした提言やご意見箱の設置など、多様な媒体を活用した市民ニーズの把握に努め、事業を実施していきます。

(2)第2次計画の取組みの検証、評価

計画に盛り込まれた内容は、社会情勢の変化や財政状況などにより実現が困難になることも想定されます。各施策については、実現に向けた取組みが着実に進むように継続的な検証を行い、変化に柔軟に対応することが必要です。

計画の推進にあたっては、それぞれの事業実施時に市民意見やニーズを把握するとともに、計画期間の半期を目途に、施策の取組状況や計画全体の進捗状況について点検します。

また、点検時には、より効果的になるように検討を行い、参加者数、入場者数などの実績を考慮するほか、事業の目的、取組みの効果を常に意識し、実効性を高める工夫をしていきます。

第2章 前計画における取組の検証と課題抽出



前計画の10年間について、取組成果の抽出及び情勢などの変化を考慮に入れた文化芸術審議会における議論、市民アンケート結果など様々な観点から検証することにより、次期計画への課題を明確にして見直しの方向性を示します。

1. 前計画期間における取組の検証

(1) 前計画の検証

最初に前計画で基本方針10項目に基づき掲げた「施策の推進」について検証作業を行い、具体的な取組み成果を明らかにするとともに、次期計画に盛り込む課題の抽出を行いました。

I. 意識の高揚 「市民の文化芸術に対する意識の高揚に関すること」

文化芸術の薫りあふれるまちづくりのため、市民の意識高揚を図ることが必要との視点に立ち、①文化芸術振興の担い手は市民であることの認識を促す、②市民が主体的にイベントを開催できるように機会の提供を行う、③発信する情報の充実を図るなどの取組みを進めました。

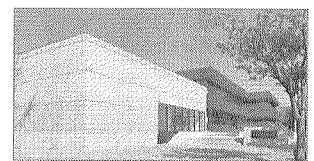
<具体的な成果と課題>

前計画期間中の取組 (H18～27年度)	次期計画への課題
① ・文化公園アートフェスティバル事業の開始 ・H25.7 美術博物館 OPEN ・アーティストバンク・アウトリーチ事業の創設 ・主催事業実行委員会への市民参加 ・生活文化・伝統文化講座の拡充 ・市民文化祭の公募枠拡大、ワークショップの充実	・市民の新たな創作・発表機会の充実 ・市民に開かれた美術博物館の検討 ・生活文化を实践できる場の拡充 ・市民文化祭の更なる充実
② ・文化芸術振興助成金制度による活動支援 ・文化芸術事業へのボランティアの活用拡大	・イベント開催知識や情報の交換機会の検討 ・ボランティア育成と活動を活かす方策の検討 ・市民の活動をサポートする仕組みの検討
③ ・広報紙、HP などによる情報発信強化 ・各種情報収集によるデータベース作成・公開 ・魅力的な風景の PR による映画等のロケーションの誘致	・更なる情報収集・発信とメディアとの協力体制 ・データベースの更なる充実 ・市民情報発信における芸術家との協力体制



▲文化公園アートフェスティバル▲

H22年度の文化公園芸術祭からスタート。市民団体によるステージ、ワークショップなど市民が気軽に文化芸術に触れる機会を創出。



▲美術博物館「あみゅー」▲

H25.7に美術館が既存の博物館との複合施設としてオープン。市民に開かれた、子どもたちの感性を育む、文化芸術活動の拠点。

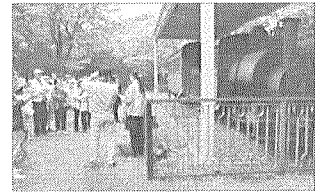
II. 歴史的文化的遺産の保存と活用 「地域の歴史的文化的遺産の保存及び活用に関すること」

文化発展を理解するうえで欠かせない歴史的な財産の保存・活用を図り、次の世代へつなげて行くことが必要との視点に立ち、①文化財保護法や文化財保護条例でとらえら

れない文化遺産の保存のあり方を検討、②地元や地元ゆかりの画家などによる壁画の保存、活用を図るなどの取組みを進めました。

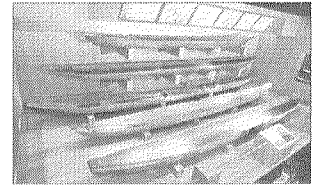
<具体的な成果と課題>

計画期間中の取組 (H18~27年度)	次期計画への課題
① <ul style="list-style-type: none"> 文化財の保存・看板等の定期的な更新 文化財発見ツアーなど文化財を活用した観察会開催 国補助を活用した伝統文化教室の開催 博物館アイヌ文化展示の継続と講座の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 文化遺産の継続的保存と有効活用の検討 文化遺産等の登録・保護制度の検討 メディアとの連携による文化遺産紹介 伝統文化継承に向けた取組みの強化 アイヌ文化の継承と保存に対する取組み
② <ul style="list-style-type: none"> 取組み実績なし 	<ul style="list-style-type: none"> 壁画の保存と積極的活用 文化遺産、まちなみ、壁画をテーマにしたコンクール開催



▲文化財発見ツアー▲

H21年度より市内の文化財を見学し、郷土史理解や郷土愛を深める目的で開催。



▲美術博物館でのアイヌ展示▲

北海道指定文化財「アイヌ丸木舟及び推進具」をはじめ、多数の資料を展示。

Ⅲ.文化芸術に接する機会の拡大 「芸術鑑賞等広く文化芸術に接する機会の拡充に関すること」

すべての市民が等しく優れた文化芸術に触れる機会を確保することが、文化芸術の創造・発展につながるとの視点に立ち、①市民の自主的な鑑賞、参加、創造の環境整備、②民間や公共の施設を利用した公演の機会拡大、③助成制度の拡充により民間団体等の文化芸術活動の促進を図るなどの取組みを進めました。

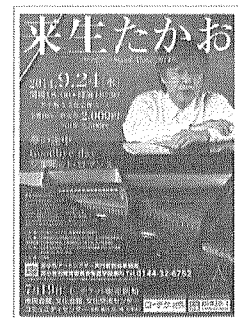
<具体的な成果と課題>

前計画期間中の取組 (H18~27年度)	次期計画への課題
① <ul style="list-style-type: none"> 市主催事業の継続的開催 市民主導の鑑賞提供事業への支援 実行委員会への市民参加 	<ul style="list-style-type: none"> 市民ニーズの把握による市主催事業の実施 ボランティア増に向けたインセンティブ制度の検討 文化事業実施のノウハウの蓄積と継承 地元芸術家作品の収集と展示会の拡大 イベント等の周知強化
② <ul style="list-style-type: none"> 文化芸術振興助成金制度による文化活動支援 市民参加型イベントで市民創作発表機会拡大 	<ul style="list-style-type: none"> 民間施設等での公演機会の拡大 空き施設の有効活用
③ <ul style="list-style-type: none"> 国、道などの助成金制度の情報提供 市内企業による市主催事業への協賛 	<ul style="list-style-type: none"> 新たな活動助成制度の検討 各種助成金制度の周知強化 企業との協力、連携強化



▲「PMF演奏会」▲

H3年から毎年継続して開催。オーケストラ、アンサンブルの演奏会を行い、鑑賞機会の提供を行う。



▲「アートシアター鑑賞事業」▲

H23年から企業と協働し、低料金で本物の芸術に触れる機会を提供する目的で開催の鑑賞型事業。

Ⅳ.人材の育成 「文化芸術を担う人材の育成に関すること」

優れた文化芸術の創造のためには、担い手の育成が必要との視点に立ち、①芸術家・指導者の育成、②発表の機会に恵まれない若手芸術家の発表の場の提供、③研修などの

参加機会の拡充を図るなどの取組みを進めました。

<具体的な成果と課題>

前計画期間中の取組 (H18～27年度)	次期計画への課題
① ・舞台監督養成講座の開催 ・アーティストバンク・アウトリーチ事業の創設	・文化芸術人材育成プログラムの検討 ・アーティストバンク・アウトリーチ事業の充実 ・市民参加型イベントにおける若手芸術家の発表機会拡大 ・顕彰制度の見直し
② ・HP、情報紙によるアーティストバンク情報の発信 ・市民参加型イベント、アウトリーチ事業により創作・発表の場拡大	・施設状況調査により若手芸術家へ活動場所の提供 ・一流の芸術に触れる機会の拡充
③ ・国、道、企業等の研修制度の情報提供	・企業・行政、芸術家の連携に向けた商品コンペの検討 ・市における研修会参加等の支援制度検討



▲アーティストバンク事業▲
市内で活躍の文化団体や個人の
人材育成を目的として、H22年に
創設の人材データバンク。



▲アウトリーチ事業 (いけ花の様子) ▲
学校や地域に芸術の素晴らしさや
感動を伝える目的で、アーティストバ
ンク登録者を派遣する事業。

V. 交流の促進 「文化芸術にかかる交流の促進に関すること」

文化芸術は人と人が交流することで広まり盛んになることから、様々な文化芸術交流が必要との視点に立ち、①市内、市外の芸術家の交流促進、②文化団体等の相互交流、③市民、文化団体、行政で構成するネットワークづくり、④姉妹都市との文化交流の促進、⑤在住外国人との交流の場を確保するなどの取組みを進めました。

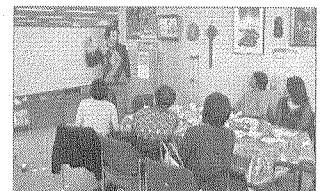
<具体的な成果と課題>

前計画期間中の取組 (H18～27年度)	次期計画への課題
① ・市民参加型イベントで芸術家との交流の場創設 ・市民参加型イベントでコラボ企画を実施 ・ミュージックキャンプ事業の実施	・市民参加型イベントにおける市内外芸術家交流の場充実 ・市内の芸術家リストの作成 ・芸術家滞在事業の検討 ・文化芸術団体の合宿誘致の働きかけ
② ・市民参加型イベントにより文化団体交流の場拡充 ・文化団体協議会に対する継続支援	・市民が気軽に集える交流の場充実 ・文化団体協議会へのさらなる支援
③ ・取組み実績なし	・文化団体・行政・施設関係者ネットワークの検討
④ ・姉妹都市交流の継続実施	・姉妹・友好都市文化交流の検討
⑤ ・国際交流サロン開設、各種交流会の実施	・国際交流事業の継続実施



▲市民文化祭コラボ企画▲
(展示会場における演奏会)

文化団体の交流の場や相乗効果
を目的に、市民文化祭展示行事に
て演奏会を実施。




▲国際交流サロン▲

外国籍の方への情報提供や外国籍
市民との交流の場として、市役所に
国際交流サロン「ぐる～り WORLD」
を開設。交流会や講座を実施。

VI.環境の整備及び充実 「文化芸術にかかる環境の整備及び充実に関すること」

市の文化施設などが地域の文化芸術発信基地としての役割を十分に果たせるように、整備に努めることが必要との視点に立ち、①展示の充実、教育普及活動の充実、専門家配置の充実、市職員の意識の高揚を図る、②市所蔵文化財・美術品の公開・展示機会の拡充、③文化施設の利用促進などの取組みを進めました。



▲苫小牧市総合計画▲

H20年に策定の第5次基本計画（H24改定）において、6つのまちづくりの目標のうち、「学ぶ喜びがあふれ文化の薫るまち」として掲げ、その中で「人が輝き文化の薫るまちづくりを進めます」とし、市最上位計画に文化芸術的要素を取り入れる。

<具体的な成果と課題>

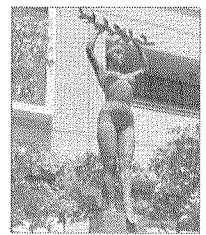
前計画期間中の取組（H18～27年度）	次期計画への課題
① ・文化施設指定管理者の自主事業により展示・事業の充実 ・幼・小・中学生のための行事案内発行、HPによる情報発信 ・美術館開館に伴う学芸員増、美術館友の会ボランティアの創設 ・総合計画、各種計画に文化芸術の視点導入	・文化施設の文化事業充実 ・行政と指定管理者の協働による既存施設の有効活用 ・文化施設に対する市民意見の集約 ・学習教材としての子ども向けHPの検討 ・文化施設への専門家の配置 ・ボランティアの増に向けたインセンティブ制度の検討 ・市職員の文化意識向上に向けた取組み
② ・文化財の適正保存継続、講座での活用 ・地元若手芸術家作品展を美術博物館で開催 ・地元芸術家作品展及び移動美術展の開催	・郷土の歴史の理解が深まる企画・展示の検討 ・美術博物館で子どもの作品展示の検討
③ ・文化施設へ指定管理者制度導入により利便性の向上 ・活動の場確保のため、西小学校で文化学校開放を継続	・文化施設の有効活用と充実整備 ・利用可能施設と利用したい人をつなぐ仕組みの検討

VII.文化芸術性に配慮したまちづくり 「文化芸術性に配慮したまちづくりの推進に関すること」

苫小牧に住んでいることの充実感や喜びを感じ、市民がいつまでも住み続けたいと願うまちづくりに努めるという視点に立ち、①公共施設整備にあたっては、周囲の環境との調和に配慮する、②市の特産品や自然を活かしたまちづくりを進めるなどの取組みを進めました。

<具体的な成果と課題>

前計画期間中の取組（H18～27年度）	次期計画への課題
① ・マスタープラン等各種計画に文化芸術性に配慮したまちづくりを明示	・施設整備に文化芸術的要素の取り入れ、地元芸術家作品活用 ・公共施設への芸術作品の展示拡大 ・まちなみへの文化芸術的要素の取り入れ ・芸術的感性を取り入れたまちづくりの推進
② ・観光情報に文化芸術施設、文化財を掲載 ・インダストリアルフォトコンテストの開催 ・自然環境の保護に向けた講座・体験会を開催	・文化資源と観光資源の連携 ・産業と文化の連携 ・美しい自然環境の保全と活用



▲まちなみの芸術的要素▲

駅前設置の「緑の環」など、市内に点在する野外彫刻は、まちなみの芸術的要素の代表例。



▲「ウトナイ湖」▲

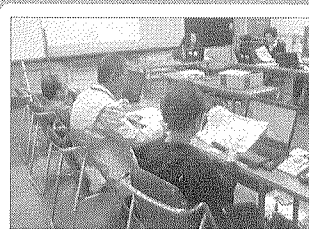
渡り鳥の中継地、国指定鳥獣保護区特別保護地区、ラムサール登録湿地であり、本市を代表する自然環境。

VIII. 高齢者・障がい者への支援 「高齢者・障がい者等の文化芸術活動の支援に関すること」

障がいのある人もない人も等しく文化芸術に触れることができる環境づくりが必要との視点に立ち、①文化施設などで文化芸術を創造、参加、鑑賞しやすいように公演や展示における配慮を充実、②文化施設を円滑に利用できるための整備などの取組みを進めました。

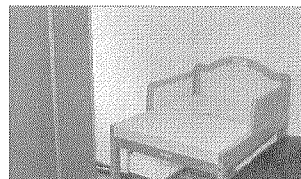
<具体的な成果と課題>

前計画期間中の取組 (H18～27年度)	次期計画への課題
① ・長生大学の実施、生涯学習だよりの発行による活動支援 ・老人クラブ連合会活動助成 ・障がい者文化教室、パソコン教室の開催 ・文化事業での託児、車椅子対応	・高齢者・障がい者の文化芸術活動の拡充と支援 ・字幕・音声による案内サービスの充実 ・託児サービスの充実
② ・文化施設のバリアフリー化、授乳室の設置	・手すり、多機能トイレの整備



▲障がい者パソコン教室▲

障がい者のIT技術の向上と社会進出を目的に、H14年より開催。



▲文化会館授乳室▲

子育て中の保護者等が施設を利用しやすく、文化芸術に親しめるようにH25年に設置。

IX. 青少年への支援 「青少年の文化芸術活動の支援に関すること」

青少年が豊かな人間性と多様な個性を育むために、文化芸術の創造、参加、鑑賞の機会の促進を図ることが必要との視点に立ち、①青少年が文化芸術を直接体験できる機会の提供を促進、②自主的な参加、創造活動が行える場の確保、指導者の確保を図るなどの取組みを進めました。

<具体的な取組と成果>

前計画期間中の取組 (H18～27年度)	次期計画への課題
① ・人形劇、子供向けコンサートの実施 ・ミュージックキャンプ事業の実施 ・文化施設における青少年向け講座の充実 ・赤ちゃん・絵本のとびら事業による乳幼児期からの取組み実施	・青少年向けワークショップの充実 ・ニーズの把握による講座等の充実 ・親子で参加可能な企画の検討
② ・伝統文化親子教室の開催 ・アウトリーチ事業による学校文化芸術活動支援	・伝統文化教室と発表機会の充実 ・青少年向けの指導者の育成プランの検討



▲ミュージックキャンプ事業▲

小中学生を対象に一流の講師の指導による音楽レベルの向上と、お互いの交流により関心を高め、豊かな感性を育むことを目的にH19年度から開催。



▲人形劇▲

多くの子どもに文化芸術に触れてもらい、豊かな感性や独創性を育むことを目的にH16年度から開催。

X. 学校教育への支援 「学校教育における文化芸術活動の支援に関すること」

学校教育の中で文化芸術に対する理解を深め豊かな感性と心を持った人づくりが必要との視点に立ち、①市内芸術家、指導者の学校派遣及び体験学習の充実、②学校施設を利用した舞

台芸術を鑑賞する機会の充実、③文化施設における教育・体験プログラムの充実及び積極的活用の促進を図るなどの取組みを進めました。

<具体的な取組と成果>

前計画期間中の取組 (H18～27年度)	次期計画への課題
① ・アウトリーチ事業により学校教育への協力体制	・学校との連携の強化 ・アウトリーチ事業の更なる活用の検討
② ・札幌親子コンサート、ミュージックキャンプの実施 ・伝統文化こども教室の実施 ・市民参加型イベントワークショップの充実	・文化芸術による子ども育成事業の充実 ・長期休暇中の子ども向け行事の充実 ・文化施設の子ども参加可能型イベントの充実
③ ・出前講座の実施 ・各施設にて郷土の歴史講座の開催	・郷土学習、美術教育の充実 ・地域との連携による子ども参加型イベントの検討



▲札幌親子しおさいコンサート▲

小中学生に生のオーケストラ演奏を感じてもらい豊かな感性育むことを目的にH14年度から開催。



▲文化公園アートフェスWSの様子▲
子どもたちの文化芸術に触れる機会の拡大を目的に開催。

(2) 前計画期間における取組検証の概括

① 計画の推進により一定の実績

前計画で掲げた「文化の薫り高く潤いのあるまちづくり」、文化芸術がまちのあらゆる所で感じられるようなまちを目指して、この10年間様々な取組みを行い、文化芸術振興推進計画を着実に実施してきました。市民とともに文化芸術を育み、文化の薫り漂う活力と魅力あるまちを目指すことにより、様々な場面で市民の文化芸術活動が見られるようになりました。

これまでの10年間においては、市民参加型イベントである文化公園アートフェスティバル事業のスタートや、文化祭公募枠の拡大をはじめ、アーティストバンク、アウトリーチ事業の創設、美術博物館の開館など様々な取組みを行いました。これらにより、市民が主役となった文化芸術意識の高揚や地域の活性化への一端を担うことができました。

前計画の中で具体的な取組みとした77の項目のうち、72の項目について取組み、新規事業の開始、参加者数等が増加するなど、一定の実績を残すことができました。

② 未実施となった項目の取り扱い

未実施となった取組み例は、「地元や地元ゆかりの画家などによる壁画の保存と活用」、「壁画を活用したコンクールの開催」、「企業と行政の連携による商品化コンペの開催」、「文化団体の合宿誘致」、「市民・文化団体・行政のネットワーク会議の創設」の5項目となっています。

これら前計画期間中において「未実施」の事業については、実施までの機運の醸成を図れなかったなどの理由により、残念ながら実現に至らなかったものであります。次期計画期間においては、ニーズや情勢の変化を的確に捉え、実施内容の見直しにより、確実に実現できるように引き続き取り組む必要があります。

2.市民アンケート結果からの検証

(1)市民アンケートの実施

前計画期間の終了とともに次期計画策定に向け、市民の文化芸術に対する意識を把握するため、平成26年7月に市民アンケート調査を実施しました。このアンケート結果を踏まえ、市民における実態を把握し、次期計画への課題抽出を行いました。

アンケート結果概要

<文化芸術に対する興味>

文化芸術に対して興味を持っている市民は58%となり、約半数以上の方は興味を持っていることが分かりました。しかし、創作活動や文化芸術活動への関わりについては、「行っていない」、「触れていない」という市民が半数以上を占めているという現状になっています。

<困りごと、取組の要望>

「活動のきっかけがない」、「活動する上での情報が少ない」などや、「市民が文化芸術に触れる機会や鑑賞機会の充実」、「利用しやすい文化施設運営」を求める意見などが上位となりました。

<今後取り組みたい活動>

伝統文化の次世代への継承や学校で子どもたちへの指導、文化芸術で苦小牧のPR、文化施設でのボランティアなどの意見が上位となりました。

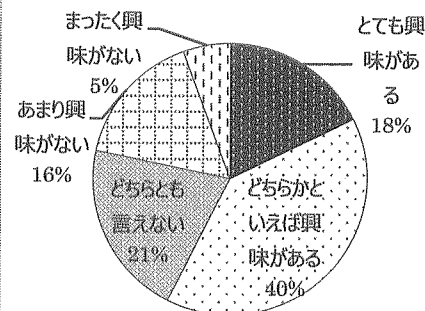


▼市民アンケート実施状況▼

目的	次期計画策定にあたり、市民の意見・課題を明らかにし、計画に反映
実施日	H26.7.1 発送
対象者	16歳以上市民 2,000人
方法	住民基本台帳から無作為抽出
回収日	H26.7.18
回収率	30.5% (609人)

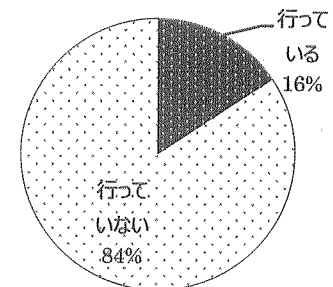
Q1.文化芸術に興味があるか？

	(人)
とても興味がある	108
どちらかといえば興味がある	242
どちらとも言えない	127
あまり興味がない	98
まったく興味がない	34



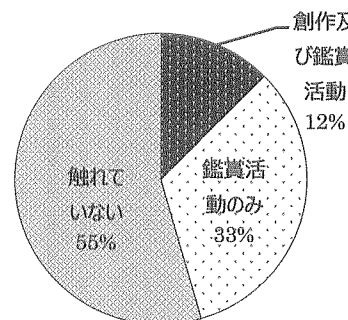
Q2.創作活動（鑑賞・見学を除く）をしていますか？

	(人)
行っている	95
行っていない	514



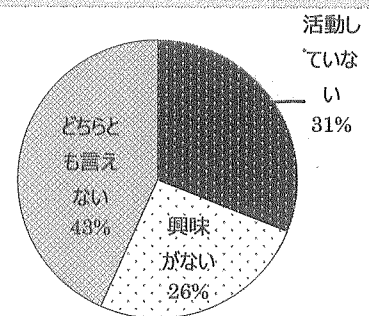
Q3.文化芸術活動への関わり

	(人)
創作及び鑑賞活動を行っている（創作活動のみ含む）	76
鑑賞活動のみ行っている	201
文化芸術に触れていない	332



Q4.文化芸術に触れていない理由

	(人)
興味があるが活動していない	103
興味がない	85
どちらとも言えない	144



※活動する上での困りごと、取組の要望、今後取り組みたい活動のアンケート結果は、巻末の資料をご覧ください。

(2) 市民アンケート結果検証の概括

文化芸術に対する興味の有無の問いに対し、58%は「興味がある」との回答ですが、42%は「どちらかというに興味がない」との回答であり、「文化の薫り高く潤いのあるまちづくり」を推進する上では大きな課題となります。また、創作活動、文化芸術活動への関わりの結果からは、関わりがある方は半数以下という状況となっています。このことから、文化芸術に対する興味が活動や触れる機会につながっていないといえます。

また、文化芸術に取り組む上での困りごとや要望としての「きっかけがない」、「情報が少ない」などの意見も踏まえると、文化芸術に対する興味を向上させるための「意識の高揚」の取組みについては、さらに継続する必要があります。その上で接する機会、鑑賞する機会の拡充や、親しむ「きっかけづくり」となる情報発信の重要性が挙げられます。

次期計画においては、興味の向上とともに、「興味を行動へとつなげる取組み」の推進が重要であるとともに、ニーズや情勢の変化を的確に捉えた取組みが必要となります。

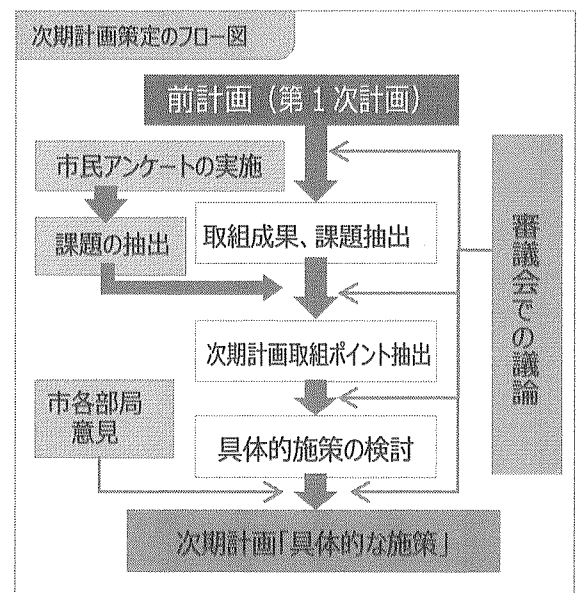
3.見直しの方向性

先に挙げたとおり、前計画策定以降、「文化の薫り高く潤いのあるまちづくり」の実現に向けて多様な取組みに着手してきました。しかし、前計画「施策の推進」の取組み成果に基づく議論の結果、各項目の課題や次期計画に反映すべき事項などが抽出されたことから、これらの課題解決に向けた取組みが必要となります。

また、市民アンケート結果から抽出された事項についても、これらの課題解決とともに、文化芸術を取り巻く情勢の変化を的確に捉え、進めて行く必要があります。

さらに、今後新たに策定する基本計画等各種の苫小牧市の計画においても、引き続き文化芸術的要素の取り入れを行い、着実に取り組んでいくことも必要となります。

このことから、次期計画「施策の推進」の策定にあたっては、上記の視点を踏まえて検討を進めるとともに、今回、「文化芸術振興に関する基本的な方針（平成15年3月20日文化芸術審議会答申）」の改定を行わないため、基本的には前計画の取組み内容を継承する形で、具体的な施策の策定を進めました。



第3章 施策の推進

計画期間 10 年間(H28～H37)で取組む具体的施策「基本的な方針」10 項目に基づいた構成になっています。



1. 意識の高揚

「市民の文化芸術に対する意識の高揚に関すること」

文化芸術の薫りあふれるまちづくりのための市民の意識高揚に努めます。

1.文化芸術振興の担い手は市民であり、 市民一人ひとりがそのことを認識する。

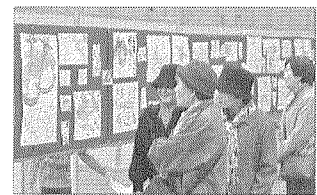
(1)市民の文化芸術活動に刺激を与え、創作、発表、世代間交流ができる市民文化祭などの市民参加型イベントや、民間の取組みと連携した事業の充実を図るとともに、美術博物館などを活用した市民作品の展示を検討し、主体的な創作発表機会の拡充に努め、市民自らが文化振興の担い手であるという意識の向上を目指します。

(2)文化芸術事業の企画実施にあたり、多くの市民やメセナ企業、芸術家、文化団体の参画を促し、文化芸術振興が市民から進む仕組みづくりとともに、次世代を担う子どもたちが文化芸術に親しみ、創作発表活動の刺激となるよう、楽しさを実感する機会の拡充や顕彰制度について検討を進めます。

(3)生活文化や伝統文化を市民一人ひとりが文化芸術と捉え、積極的に実践できる講座や子ども向け教室の充実を図るとともに、文化芸術継承の観点から指導者、後継者の育成や意識の向上に努めます。

【施策番号 1-1 の取組】

- 市民参加型イベントの充実
- 民間連携事業の充実
- 美術博物館の市民作品展示
- 市民・メセナ・芸術家・文化団体の事業企画・実施への参画
- 子ども向け事業の拡充
- 顕彰制度の見直し検討
- 生活・伝統文化の講座の充実
- 指導者・後継者の育成



▲市民文化祭の様子▲

S23 年から開催の歴史ある文化行事。文芸・ステージ・展示などの行事を開催。市民の創作・発表の場。

2.市民の手によるイベント開催など、 市民が主体的に取り組める機会を提供する。

(1)市民の主体的な文化芸術活動の活発化に向け、情報提供のあり方や支援制度の効果的な PR 方法の検討により機運を醸成するとともに、初めて取り組む際には支障なく進められるような支援や、同ジャンルのイベント開催団体で相互支援する仕組みづくりに努めます。

(2)芸術家登録・芸術家派遣事業の市民主導による活性化と、芸術家を呼びたい人や、提供したい人の活動の範囲が広がるように努めます。また、無名や若手の芸術家のさらなる登録や、登録芸術家の活動の場が拡充するよう、派遣先の拡大を検討します。

【施策番号 1-2 の取組】

- 効果的な PR 方法の検討
- 支援体制の強化
- 相互支援の仕組みづくり
- 芸術家登録・派遣事業の活動範囲拡大
- インセンティブ制度によるボランティア増加・育成の仕組みの検討
- 各事業ボランティアの組織化
- ボランティア意見交換の場検討

(3)文化芸術事業の内容充実やインセンティブ制度などにより、ボランティア参加者の増加や育成の仕組みを検討し、参加者が文化振興を担うという観点から、各事業のボランティアを組織化し、全ての市主催事業へのボランティア活用や意見交換を行う場を検討します。



▲現在の情報紙▲

生涯学習だより（年2回発行：全戸配布）【左】、サークルガイド（年1回発行：公共施設設置）【右】

3.市の施設におけるイベント、文化芸術活動に関する情報の収集、提供を充実する。

(1)文化芸術行事や活動に関する情報は、感動の分かち合いや自らの活動・発信意欲を高めることを目的に、メディアとの協力体制や効果的なPRに努めるとともに、情報紙は受け手への情報伝達を最優先として、デザイン、レイアウトなどの見直しやモニター制度の導入を検討します。

(2)いつでも、どこでも、だれでも、多彩な文化芸術に親しめるように情報収集に努め、文化団体、サークル、指導者のデータベース充実と、創作活動の機会拡充に向けた利用可能施設情報なども含め、インターネットや広報などにより市内外に広く情報発信します。

(3)魅力的な風景や歴史、観光、特産品などを市内外にアピールし、テレビ・映画などのロケーションの誘致に努めるとともに、観光PR等の市刊行物に市内芸術家の作品などを取り入れる仕組みを検討します。

【施策番号 1-3 の取組】

- メディアとの協力体制構築
- 情報紙の見直し、モニター制度
- データベース充実・発信強化
- 施設情報の提供
- 風景・歴史・観光・特産品アピールによるロケーション誘致
- 刊行物に芸術作品の取り込み

2.歴史的文化遺産の保存と活用

「地域の歴史的文化遺産の保存及び活用に関すること」

文化の発展を理解する上で欠かせない歴史的な財産の保存・活用を図り、次の世代につなげて行きます。

1.文化財保護法及び市文化財保護条例ではとらえきれない広い範囲の文化遺産の保存・活用のあり方を総合的に検討する。

(1)指定文化財や未指定の有形・無形文化財は、本市の正しい歴史を理解するうえで貴重な財産であることから、保存や活用を図り、講習会などはニーズの把握や、紹介のみではなく魅力の充実や郷土愛醸成に向けた内容に努めるとともに、歴史的文化遺産などの登録制度を検討し、保護意識の高揚を目指します。



▲苫小牧市の国指定文化財「静川遺跡」▲

縄文時代早期から続縄文時代の遺構、遺物が出土。東側からは環壕が出土し、縄文時代の土木工事を裏付ける。

(2)地域固有の歴史や風土の中で育まれてきた伝統芸能、伝統行事の歴史的な重要性を尊重し、その伝承にむけた魅力のPRに努めるとともに、後継者・ボランティアの育成に対する支援制度の検討を進めます。

(3)先住民族であるアイヌの歴史を尊重し、アイヌ文化の講座等を継続開催するとともに、効果的な支援や継承と保存方法を検討します。

2. 地元や地元ゆかりの画家などによる、 壁画の保存・活用を図る。

(1)地元や地元ゆかりの画家による壁画や野外彫刻の一覧を作成・公開し、積極的な広報と保存により文化意識の高揚を促し、壁画は施設改修・存廃時には転用や形態の変化も視野に入れた利活用方法を検討し、文化の薫り漂うまちづくりを進めます。

(2)市内に存在する壁画や野外彫刻、文化遺産、まちなみなどを積極的に広報し、児童画コンクールなどを開催するとともに、活用により郷土愛や文化芸術意識の高揚を促し、創造性を育む取り組みを進めます。

【施策番号 2-1 の取組】

- 文化財の保存と活用
- 講習会のニーズ把握と充実
- 歴史的文化遺産の登録制度の検討
- 伝統芸能・伝統行事の伝承と後継者、ボランティアの育成
- アイヌ文化講座の継続と保存方法の検討

【施策番号 2-2 の取組】

- 野外彫刻一覧の作成・公開
- 施設存廃時は利活用を視野に入れた検討
- 壁画、野外彫刻、文化遺産、まちなみの積極的広報
- コンクールなどの開催

3. 文化芸術に接する機会の拡大

「芸術鑑賞等広く文化芸術に接する機会の拡充に関すること」

すべての市民が等しく優れた文化芸術に触れる機会を確保し、文化芸術の創造、発展に努めます。

1. 市民が自主的に文化芸術を鑑賞し、 これに参加し、これらを創造する環境整備を図る。

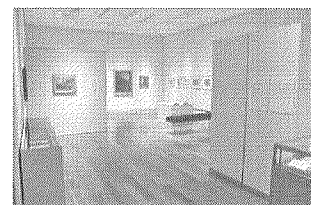
(1)質の高い文化芸術に直接触れて豊かな感性を磨き、創作・発表・鑑賞意欲を創出することが、文化芸術意識の向上には重要なことから、文化芸術事業を継続して実施し、理解と関心を高めるとともに、ご意見箱の設置などによりニーズの把握に努め、優れた文化芸術の鑑賞機会拡大に取り組みます。

(2)文化芸術事業の開催にあたり、民間や市民、文化団体との共創による事業実施の仕組みを検討し、多くの市民参加の促進により、事業実施のノウハウの蓄積、継承とともに、主体的な文化芸術事業の創造につながる仕組みづくりに努めます。

【施策番号 3-1 の取組】

- 文化事業の継続実施
- ニーズの把握による鑑賞機会の拡大
- 共創による事業実施の仕組みの検討
- 美術博物館における優れた展示・鑑賞事業の充実
- 地元芸術家作品の計画的収集

(3)美術博物館において、優れた展示・鑑賞事業の拡充を図るとともに、地元芸術家の美術作品が失われないように、作品の計画的な収集や、地元芸術家作品を含めた優れた美術の発信拠点としての環境整備に努めます。



▲苫小牧市美術博物館「美術館展示室」▲

2.民間や公共の施設を利用した公演の機会の拡大を図る。

(1)市民が街のいたるところで文化芸術に触れることができる場の充実に向け、市内各地域のコミセン、町内会館、お寺、民間施設などで開催の活動を積極的に支援するとともに、文化芸術活用可能施設一覧の作成・公開方法の検討を進め、身近なスペースでの活動機会の拡充に努めます。

(2)路上、公園、商店街などのゆとり空間や賑わい空間における舞台創出を推進するとともに、既存事業の主権者との共創による事業実施を視野に、関係団体・企業との文化芸術イベント関係者会議の設置を検討します。

【施策番号 3-2 の取組】

- 各地域の施設を利用した公演の積極的支援
- 活用可能施設一覧の作成・公開
- 路上、公園、商店街などの空間への舞台創出
- 文化芸術イベント関係者会議の検討

3.助成制度の拡充により民間団体等の文化芸術活動の促進を図る。

(1)市民の主体的な文化芸術活動の活性化に向け、苫小牧市民文化芸術振興助成金が活用されるよう、実績のPRや制度の積極的な広報に努めるとともに、活動に専念できるように創作活動助成、年間活動助成、人材育成助成などの導入について検討します。

(2)市民の文化芸術活動に対する国・道・市の助成や各種文化団体への支援情報の収集に努め、情報紙、ホームページなどでわかりやすく活用しやすい観点の情報提供により、広く市民に周知します。

(3)地元企業の理解と協力を得て、文化芸術振興に対する企業メセナのさらなる促進とともに、メセナ助成金制度を検討し、個人市民及び法人市民ともに文化芸術の意識高揚を目指します。

【施策番号 3-3 の取組】

- 市民文化芸術振興助成金の積極的な広報
- 新たな助成制度の検討
- 国、道、各種団体の支援情報の情報発信
- 企業メセナの促進と企業助成金制度の検討



▲文化庁補助事業「伝統文化子ども教室」▲

(苫小牧日本舞踊子ども教室)

4.人材の育成

「文化芸術を担う人材の育成に関すること」

優れた文化芸術を創造するためにはその担い手に
優秀な人材を得ることが不可欠です。このための人材育成に努めます。

1.創造性豊かな芸術家の育成、優秀な指導者の育成を図る。

- (1)地域の文化芸術を支える人材を育成するため、先進事例から効果的な取り組みを検討し、文化団体指導者、文化施設企画担当者、舞台技術者、学芸員などを対象に研修会やワークショップなどへの参加を促します。また、文化芸術活動への参加者増とともに指導者を目指す意欲につながる人材育成の仕組みを検討します。
- (2)芸術家が育ち、定着していくように、芸術家を支える環境の整備を検討するとともに、文化団体の活動を尊重しながら、団体に所属していない芸術家が自由に創作活動を行い、発表できる機会の拡充や創作発表意欲の活発化に向け、顕彰制度の見直しを検討します。

【施策番号 4-1 の取組】

- 文化芸術を支える人対象の研修会等の参加促進
- 指導者育成の仕組み検討
- 芸術家を支える環境整備
- 団体未所属の芸術家の発表機会拡充
- 創作意欲活発化に向けた顕彰制度の見直し

2.発表の機会に恵まれない若手の文化芸術家に対し、民間や公共の施設において発表の場を提供する。

- (1)文化振興の鍵である若手芸術家の創作発表活動の活性化を促すため、市民参加型イベントへの積極的参加につながる仕組みづくりに努めるとともに、公共施設などの稼働状況を把握し、活動場所を紹介する仕組みを検討します。
- (2)産業のまち苫小牧の地域特性を活かし、企業と行政、芸術家の連絡体制の構築に努め、若手芸術家の作品を活用するなど、地域経済や産業などをアートの視点で見つめ直し、芸術と産業の連携する仕組みづくりを検討します。

【施策番号 4-2 の取組】

- 市民参加イベントに若手芸術家発表の場拡充
- 公共施設の稼働状況の把握と活動場所の紹介
- 企業・行政・芸術家の連絡体制の構築
- 芸術と産業の連携する仕組みづくりの検討

3.あらゆる芸術家の育成及び資質向上のため、研修などに参加する機会の拡充を図る。

- (1)国及び各種文化団体、企業の芸術家海外派遣などの芸術家育成事業について情報収集に努め、広く市民に提供して積極的な参加を促すとともに、市における支援制度についても検討します。

【施策番号 4-3 の取組】

- 芸術家育成事業の情報収集と提供
- 市における支援制度の検討

5.交流の促進

「文化芸術にかかると交流の促進に関すること」

文化芸術は人と人が交流することで広まり盛んになっていきます。様々な文化芸術の交流に努めます。

1.市内、市外の芸術家との交流を促進する。

(1)市外と市内の芸術家交流の活発化は、文化振興に大きく寄与することから、苫小牧出身の国内外で活躍する芸術家情報の収集に努め、市内での公演等を企画するとともに、市民参加型イベントにおいて、市内文化団体などとの交流機会の拡充を図ります。

(2)国内外の芸術家が一定期間市内に滞在する芸術家滞在事業に向け、市内の芸術団体等と交流・滞在できる施設など場の確保や、積極的な情報発信とともに、創作イベントの開催などにより、文化芸術振興への意識の活発化に努めます。

(3)文化芸術団体の合宿に使用可能な施設等について、積極的に市外に情報発信を行うことにより、市外の高校・大学・社会人などの合宿を誘致するとともに、地元団体との交流を呼びかける仕組みを検討し、レベルの向上に努めます。

【施策番号 5-1 の取組】

- 苫小牧出身芸術家情報の収集と交流を含めた企画の検討
- 芸術家滞在事業に向けた、施設の確保とイベントの開催
- 文化団体の合宿誘致と地元団体との交流の仕組み検討



▲市民文化祭コラボ企画▲

(短詩型文芸と美術のコラボ企画)

2.文化団体及び文化サークル間での相互の交流を促進する。

(1)さまざまな形の交流が新たな文化芸術の創造につながるように、市民参加型イベントにおいて参加ジャンルの枠を超え、他団体と交流するコラボレーション企画の検討に努めるとともに、芸術家や文化芸術に興味がある人が気軽に集い交流のできる場の拡充を図ります。

(2)文化団体協議会が本市の文化振興の核として発展するように継続的に支援し、一層の文化団体・サークル間の交流や連携が進む仕組みづくりに努めるとともに、胆振文化団体協議会が開催する胆振芸術祭を支援し、管内の文化団体の相互交流の促進を図ります。

【施策番号 5-2 の取組】

- 市民参加型イベントにおけるコラボレーション企画の検討
- 気軽に集い交流できる場の拡充
- 文化団体協議会の継続支援
- 胆振芸術祭の支援

3.市民、文化団体等及び行政で構成するネットワーク会議づくりを進める。

(1)文化芸術意識の高揚に向け、文化団体協議会やサークル連盟、市民、文化団体、企業、行政、指定管理者などによるネットワークの充実を進め、交流や意見交換により幅広いアイデアを集約し、効果的な文化芸術施策推進に努めます。

【施策番号 5-3 の取組】

- 各団体のネットワークの充実
- 意見交換によるアイデア集約

4.姉妹都市との文化交流を促進する。

(1)国内外他都市の文化を知ることは、文化芸術振興への刺激となることから、姉妹・友好都市の文化を広く市民に紹介するため、交流時は伝統芸能や民俗文化を紹介する合同の企画などについて検討します。

【施策番号 5-4 の取組】

- 姉妹都市交流の継続
- 市民レベルの文化交流企画の促進支援

(2)多くの市民が姉妹・友好都市への理解を深め、交流がさらに促進するよう努めるとともに、市民レベルでの文化芸術交流の促進を支援します。

5.市内に在住する外国人との相互交流の場を確保する。

(1)市内在住外国人との交流が、ボランティアグループや国際交流サロンの活動から、多くの市民へ広がるように機会の充実を図るとともに、異文化に触れることができる相互交流の創出に努めます。

【施策番号 5-5 の取組】

- 相互交流活動の継続
- 在苫外国人との文化芸術相互交流の機会創出

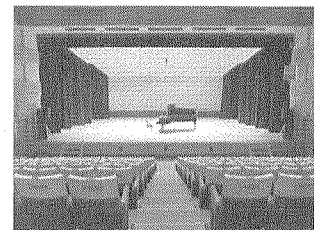
6.環境の整備及び充実

「文化芸術にかかる環境の整備及び充実に関すること」

市の文化施設などが地域の文化芸術の発信基地としての役割を充分果たすようにその整備に努めます。

1.市の文化施設などの展示の充実、教育普及活動の充実、学芸員等専門家の配置等の充実、市の職員の文化芸術に対する意識の高揚を図る。

(1)文化施設は感動や希望を提供し、創造性を育み、地域コミュニティの創造、地域発展を支える場との認識を持ち、市民意見を募り、運営に反映させる仕組みを検討するとともに、創造性の喚起や学習の場を主眼として整備を進め、市民サービスの向上に努めます。



▲文化会館大ホール▲

(2)文化芸術は学習活動の一環として展開されていることから、子どもたちの活動や学習のナビゲーション的な役割を担う情報発信のあり方を検討します。

(3)文化施設充実とともにそれを支える人づくりを視点に入れ、市の文化施設に学芸員等の専門家などの配置や、専門性の高いボランティアの育成に努め、市民の文化芸術活動をさらに支援していきます。

(4)文化行政の重要性の認識や市職員を文化芸術意識の向上のファシリテータとして育成する観点から、市職員に対して文化芸術イベントへ積極的な参加を働きかけ、意識の向上を図るとともに、市の各種計画などへ文化芸術の視点の取り入れに努めます。

【施策番号 6-1 の取組】

- 文化施設に対する市民ニーズの把握と運営への反映
- 創造性の喚起、学習の場を主眼とした文化施設整備
- 子ども向け情報の発信のあり方の検討
- 文化施設への専門家などの配置
- 市職員の意識の醸成と各種計画への視点の取り入れ

2.市の文化施設などで所蔵している文化財、美術品を市民が気軽に鑑賞し、親しむことができるよう施設内外を問わず積極的に公開・展示を促進する。

(1)市所蔵の美術品や地元芸術家の作品について一覧を作成し、所蔵美術品の公開と、若手芸術家や子どもたちの創作発表機会の拡充を図るとともに、学校や公共施設、民間施設など様々な場所での積極的な公開・展示により、気軽に親しむ場の提供に努めます。

【施策番号 6-2 の取組】

- 市所蔵美術品一覧の作成・公開
- 学校、公共施設等で公開展示

3.市民が気軽に文化芸術活動を行えるよう、市の文化施設などの利用促進を図る。

(1)文化施設は市民の文化芸術活動の発信・交流・学習の場として充実に努め、市民と文化施設管理者が一体となり事業を企画・運営する仕組みを検討するとともに、指定管理者制度導入施設においては、自主事業がさらに充実するように働きかけます。



▲文化交流センターギャラリー▲

(2)文化施設の一部をアトリエや練習場所として一定期間活用し、その成果を発表するなど、効果的な活用方法を検討するとともに、目的や多彩な機能に合致した充実や整備のあり方を検討します。

(3)文化芸術活動が気軽に行えるように、文化施設の開館時間、開館日の拡大や使用料の適正化など利便性向上に努めます。また、学校開放(文化)事業においては、市民ニーズの把握とともに、開放種目のPRなど、より良い活用や利用促進に向けて検討します。

【施策番号 6-3 の取組】

- 市民、文化施設管理者の協働
- 指定管理施設自主事業の充実
- 文化施設の効果的活用方法と充実整備のあり方の検討
- 文化施設の利便性向上
- 学校開放事業の利用促進
- 複合施設建設時は拠点機能継承と創造的な場の提供を検討

(4)既存施設の統廃合を視野に入れ、複合施設として検討が進められている（仮称）苫小牧市民ホール建設にあたっては、文化芸術の発信拠点としての機能をさらに発展継承させ、市民が自主的・自立的に活躍できる創造的な場を提供できるように検討を進めます。



▲市民会館全景▲

S43年建設。現在、複合化施設としての建て替えを検討。

7.文化芸術性に配慮したまちづくり

「文化芸術性に配慮したまちづくりの推進に関すること」

苫小牧に住んでいることの充実感や喜びを感じ、市民がいつまでも住み続けたいと願うまちづくりに努めます。

1.公共の建物など施設の整備や新設にあたっては、周囲の自然環境等と調和のとれたものとなるよう配慮する。

(1)公共施設が都市空間の形成に果たす重要性を認識し、建設や改修にあたっては周囲の環境や美観性、デザイン性に配慮し、地元出身芸術家の作品を活用するなど芸術的要素を取り入れ、市民が日常の中で文化を感じ、楽しめるような景観づくりや、新たなライフスタイルの形成に努めます。

(2)住みよい生活空間創造の観点から、公園や道路などの社会基盤はバリアフリーの考えに基づき整備を進めるとともに、カルチャーストリート、文化公園、市内に点在する野外彫刻などを活用し、文化芸術から生まれる潤いのある景観のPRや整備に努めます。

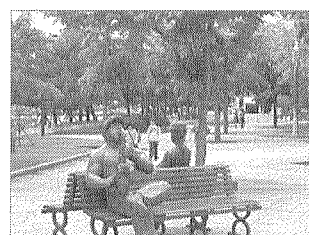
(3)文化芸術から生まれる潤いのある豊かな環境の重要性を認識し、歴史的・文化・風土、都市機能など当市のさまざまな資源を活かすため、市の各種計画やさまざまな分野に文化芸術的な感性に配慮したまちづくりを推進します。

2.苫小牧市の特産品、特色及び自然を活かしたまちづくりを進める。

(1)集客力の高い文化芸術イベントと、市の特産品、豊かな自然景観、祭りなどの観光イベントがリンクする相互連携について検討するとともに、文化芸術イベントを生かした観光ルートの開発など、観光活性化とともに文化芸術を活用した集客交流拡大の仕組みづくりに努めます。

【施策番号 7-1 の取組】

- ▶ ●公共施設の建設改修時に文化芸術的要素の取り入れ
- ▶ ●社会基盤のバリアフリー整備
- ▶ ●野外彫刻など景観のPRと整備
- ▶ ●市の各種計画への文化芸術的要素の取り入れ



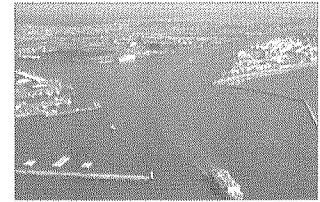
▲市民文化公園の野外彫刻▲

【施策番号 7-2 の取組】

- ▶ ●文化芸術イベントと観光イベントの相互連携の検討
- ▶ ●観光活性化と文化芸術を活用した集客交流の拡大
- ▶ ●企業所蔵美術展、産業デザインの公募
- ▶ ●産業に関わるイベントの支援
- ▶ ●自然のPRと保護思想の普及

(2)産業のまち苫小牧という特色を生かし、企業との連携により企業所蔵の美術作品の展覧会や、産業デザインの公募を検討するとともに、本市発展の契機である紙・パルプ産業に係るイベントの積極的支援に努め、産業振興と文化芸術活動の密接な関係を踏まえたまちづくりを進めます。

(3)豊かな自然が持つ美しさは文化芸術の根源であると認識し、本市に存在する豊かで美しい森林や湖沼、湿原などを積極的にPRするとともに、自然保護思想の普及と自然環境の保全に努めます。



▲苫小牧港と臨海工業団地▲

M43年の王子製紙苫小牧進出とS38年苫小牧港開港により港湾工業都市として発展。

8.高齢者・障がい者への支援

「高齢者、障がい者等の文化芸術活動の支援に関すること」

障がいのある人も無い人も等しく文化芸術に触れることができる環境づくりに努めます。

1.市の文化施設などで高齢者、障がい者、子育て中の保護者等が文化芸術を創造、参加、鑑賞しやすいよう、公演や展示等における配慮を充実する。

(1)少子・高齢化社会を迎えるにあたり、増加する高齢者が生涯学習の一環として文化芸術活動に親しみ、活動が活発化するように、施設整備や情報の収集・発信を積極的に行い、活動に対する支援に努めます。

(2)障がいのある人も文化芸術に親しみ、活動が活発化するように支援に努めるとともに、ボランティア団体や障がい者団体などと連携し、講座などの充実により、文化芸術活動へ参加しやすい環境づくりを進めます。

(3)高齢者や障がい者、子育て中の保護者など、すべての市民が等しく文化芸術活動に参加し、鑑賞できるように、高齢者や障がい者対応の表記、託児所の開設、字幕や音声による案内サービスの充実などの環境整備を図るとともに、活動意欲の向上のため、市民参加型イベントの充実や公共施設などを利用した作品発表機会の拡充に努めます。

【施策番号 8-1 の取組】

- 高齢者のための施設整備と情報発信
- 障がい者講座の充実など参加しやすい環境づくり
- 高齢者・障がい者活動への積極的支援
- すべての人が参加・利用しやすい環境整備と創作・発表機会拡充



▲福社のまちづくり条例適合マーク▲

【福社のまちづくり条例】

すべての人々が、安心して快適に暮らす社会を実現するため、高齢者、障がい者などの社会参加を阻む様々な障壁を取り除き、誰もが暮らしやすい福祉のまちを目指す。

2. バリアフリーなど、市の文化施設などで高齢者、障がい者、子育て中の保護者等が円滑に利用できるための整備を図る。

- (1) 充実した社会生活や文化芸術活動に親しむことができるよう「福祉のまちづくり条例」に基づき、文化施設に手すりや多機能トイレの設置、託児室や授乳室、障がい者専用駐車場の充実など、すべての市民が利用しやすい施設整備に努めます。

【施策番号 8-2 の取組】

- 福祉のまちづくり条例に基づく施設整備

9. 青少年への支援

「青少年の文化芸術活動の支援に関すること」

青少年が豊かな人間性と多様な個性を育むために、文化芸術の創造、参加、鑑賞の機会の促進を図ります。

1. 市の文化施設などで、青少年が文化芸術を直接体験できる機会の提供を促進する。

- (1) 青少年を対象とした文化芸術事業を支援するとともに、学校教育と公共施設の連携による鑑賞の機会の拡充に努めます。また、文化芸術活動の意欲向上のために、市民参加型イベントなどに青少年向けのワークショップを充実するなど、文化芸術に触れる喜びや豊かな感性を育むための取組みを推進します。
- (2) 地域の文化施設において、青少年向けの講座などの充実とニーズ把握に努めるとともに、さらに文化芸術を浸透させ、すそ野を広げるために、乳幼児期から本物に触れ、豊かな感性を育むことができるよう、親子で参加できる企画などを検討します。

【施策番号 9-1 の取組】

- 青少年を対象とした事業の支援
- 青少年の鑑賞機会拡充
- 市民参加イベントで青少年向けWSの充実
- 青少年向け講座のニーズ把握
- 乳幼児期から文化芸術に親しむ事業の拡充

2. 年間を通して、青少年の自主的な参加、創造活動を行える場や指導者の確保を図る。

- (1) 青少年の感性に合った文化芸術事業を学校教育との連携により検討し、活動へのきっかけにするとともに、文化芸術振興を担う人づくりの観点も含め、さまざまな文化芸術や伝統文化に触れる機会の拡充と、各文化団体における指導者育成という意識が向上する取組みを検討します。

【施策番号 9-2 の取組】

- 学校教育との連携による事業検討
- 文化芸術や伝統文化に触れる機会の拡充
- 各文化団体における青少年指導者の育成

10. 学校教育への支援

「学校教育における文化芸術活動の支援に関すること」

学校教育の中で、文化芸術に対する理解を深め豊かな感性と心をもった人づくりに努めます。

1. 市内で活動している指導者及び芸術家を学校に派遣し、 文化芸術に関する体験学習の充実を図る。

(1) 子どもたちが文化芸術や地域文化の伝承活動に参加し、豊かな感性を磨けるように、学校と地域の芸術家、文化団体の指導者、伝統芸能に携わる人などが協力し合う体制について検討します。

(2) 子どもたちの文化芸術活動参加のきっかけづくりとして、授業や部活動などの場面において、芸術家派遣事業の積極的な活用を働きかけ、学校教育における文化芸術活動の充実に努めます。

【施策番号 10-1 の取組】

- 学校と地域の関係者による協力体制の検討
- 芸術家派遣事業の積極的導入

2. 体育館など学校の施設を利用した 本物の舞台芸術を鑑賞する機会の充実を図る。

(1) 学校における芸術体験授業と各種文化団体による学校公演をコーディネートする機能を検討し、学校施設を利用した文化芸術鑑賞事業の積極的な支援に努めます。

【施策番号 10-2 の取組】

- 学校公演のコーディネート機能の検討

3. 市の文化施設などにおいて、児童生徒向けの教育・体験プログラムを 充実させ、学校においてそれを積極的に活用する取組を促進する。

(1) 学校教育との連携により郷土学習や美術教育などを進めるとともに、子ども向け行事を充実し、授業の一環として活用可能なプログラムを検討します。また、長期休業中のプログラムの充実にも努め、文化芸術に触れる機会の提供に努めます。

(2) 子ども向けのわかりやすい文化財冊子の作成や、地域団体との共創による郷土文化や子ども向け歴史イベントの開催など、子どもたちが楽しんで苦小牧の歴史を学ぶ事業について検討を進めます。

【施策番号 10-3 の取組】

- 学校教育との連携による郷土学習、美術教育の推進
- 授業の一環で活用可能なプログラムづくり
- 休業中のプログラムの充実
- 子ども向けの歴史を学ぶ企画の検討



資 料

1. 苫小牧市民文化芸術振興条例
2. 苫小牧市民文化芸術振興基金条例
3. 文化芸術の振興に関する基本方針
4. 苫小牧市民文化芸術振興助成金交付要綱
5. 審議会における審議経緯
6. 市民アンケート結果、パブリックコメント結果

1. 苫小牧市民文化芸術振興条例

平成 13 年 12 月 28 日 苫小牧市条例第 32 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、文化芸術の振興について、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策(以下「文化芸術振興施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化の薫り高く潤いのある市民生活の形成に資することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。)の自主性及び創造性が尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、市民の幅広い文化的利益の享受及び文化芸術活動への参加が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、表現の自由を保障し、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、優れた文化芸術活動が文化芸術の普及に重要な役割を果たすことにかんがみ、市における文化芸術活動の水準の一層の向上が図られなければならない。

(市の責務)

第 3 条 市は、前条の基本理念にのっとり、文化芸術振興施策を策定するとともに、必要な組織を整備し、文化芸術振興施策を総合的かつ効果的に推進する責務を有する。

2 市は、文化芸術振興施策に広く市民の意見を反映させるよう努めるものとする。

3 市は、市が行う施策に文化芸術の振興を図る視点を取り入れるよう努めるものとする。

4 市は、この条例の運用に当たり、文化芸術の内容に介入し、又は干渉することのないよう十分留意するものとする。

(民間団体等との関係)

第 4 条 市は、文化芸術振興施策の推進に当たっては、国又は地方公共団体以外のもの(以下「民間団体等」という。)が行う文化芸術活動に支障を及ぼさないよう十分留意するとともに、民間団体等の協力を求め、又はその有する人材、情報その他の能力を活用するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 5 条 市は、文化芸術振興施策を推進するため必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

第 2 章 基本方針

第 6 条 市は、文化芸術振興施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 市民の文化芸術に対する意識の高揚に関すること。
 - (2) 地域の歴史的文化遺産の保存及び活用に関すること。
 - (3) 芸術鑑賞等広く文化芸術に接する機会の拡充に関すること。
 - (4) 文化芸術を担う人材の育成に関すること。
 - (5) 文化芸術に係る交流の促進に関すること。
 - (6) 文化芸術に係る環境の整備及び充実に関すること。
 - (7) 文化芸術性に配慮したまちづくりの推進に関すること。
 - (8) 高齢者、障害者等の文化芸術活動の支援に関すること。
 - (9) 青少年の文化芸術活動の支援に関すること。
 - (10) 学校教育における文化芸術活動の支援に関すること。
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する重要事項
- 3 基本方針は、苫小牧市民文化芸術審議会の意見を聴いて定めなければならない。
- 4 基本方針は、その要旨を遅滞なく公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 民間団体等に対する援助等

(民間団体等に対する援助)

第7条 市は、民間団体等が行う文化芸術活動を促進するため、当該民間団体等に対して必要な助言、助成その他の援助を行うよう努めるものとする。

(民間団体等の支援活動の促進)

第8条 市は、市民の文化芸術活動に対する民間団体等の支援活動の重要性にかんがみ、その支援活動を促進するために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(顕彰)

第9条 市は、文化芸術の振興に関し功績のあったものの顕彰に努めるものとする。

第4章 苫小牧市民文化芸術審議会

(設置)

第10条 市における文化芸術の振興を図るため、市長の附属機関として、苫小牧市民文化芸術審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第11条 審議会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、文化芸術の振興に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第12条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員の任期等)

第 13 条 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員の任期は、第 2 項の規定にかかわらず、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 14 条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 15 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会長への委任)

第 16 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第 5 章 雑則

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日(平成 14 年 4 月 1 日)から施行する。

2 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例(昭和 29 年条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

2. 苫小牧市民文化芸術振興基金条例

平成 13 年 12 月 28 日 苫小牧市条例第 33 号

(設置)

第 1 条 市民の文化芸術の振興を図るために必要な事業に要する経費(以下「事業費」という。)の財源に充てるため、苫小牧市民文化芸術振興基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生じる収益(以下「収益」という。)は、一般会計歳入歳出予算に計上して、事業費に充てるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、収益の全部又は一部を一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することができる。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、第 1 条に規定する目的のために基金の一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日(平成 14 年 6 月 1 日)から施行する。

3. 文化芸術の振興に関する基本的な方針

私たちが生まれ育ったまち苫小牧、このまちに生まれたことの喜び、住めることの充実、そしていつまでも住み続け、次の世代へ、明るい未来へとつなげる感動のあるまちづくりを進め、文化芸術を通して世界の人々との交流を深めるため、この基本方針を定めます。

はじめに

平成14年4月1日付で「苫小牧市民文化芸術振興条例」(以下「条例」という。)が、制定されました。この「文化芸術の振興に関する基本的な方針」(以下「基本方針」という。)は、条例第6条に基づき、市が行う文化芸術振興施策を総合的に推進するために定める基本的な方針です。

まず第1章で、文化芸術振興の意義を位置付けました。

第2章及び第3章では、文化芸術振興の基本理念とその基本的な方向について市の役割を明記しました。

第4章は、基本方針について、条例に基づく項目ごとに具体的に掲げました。

今後はこの基本方針に基づき、さらに具体的な文化芸術に関する施策を策定し推進してゆくこととなります。

第1章 文化芸術振興の意義

私たちを取り巻くあらゆる存在が、文化であり芸術です。人は常に文化芸術の恩恵を受けて生きています。第1章では文化芸術振興の意義について掲げます。

- ・ 文化芸術は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらすものである。
- ・ 文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるものである。
- ・ 文化芸術は、人と人を結び付け、相互に理解し、尊重し合う土壌を提供するものである。
- ・ 文化芸術は、人間が協働し、共に生きる社会の基盤を形成するものである。
- ・ 文化芸術は、人間が人間らしく生きるためのものである。
- ・ 文化芸術は、身近な日常生活からも生まれ、体験できるものである。
- ・ 文化芸術は、地域の特色や大切な自然を守り、次の世代につなげてゆくためのものである。

第2章 文化芸術振興の基本理念

市が、文化芸術の振興を行うに当たって十分留意すべき事項を第2章にまとめました。

- ・ 文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性を十分に尊重すること。
- ・ 市民の幅広い文化的利益の享受及び文化芸術活動への参加を図ること。
- ・ 文化芸術活動を行う者の表現の自由を保障すること。
- ・ 多様な文化芸術の保護及び発展を図ること。

- ・文化芸術の水準の、一層の向上を図ること。

第3章 文化芸術振興の基本的な方向

市が、文化芸術の振興を推進するための基本的な方向を第3章にまとめました。

- ・市は、文化芸術施策を推進するための組織を整備すること。
- ・文化芸術活動を行う者その他広く市民の意見が反映されるよう充分配慮すること。
- ・市の施策全般にわたり、文化芸術の振興を図る視点を取り入れるとともに、行政の文化的意識と水準を高めること。
- ・文化芸術の内容に介入したり干渉しないこと。
- ・民間団体等が行う文化芸術活動に、支障を及ぼさないよう充分留意すること。
- ・民間団体等と連携をし、人材や情報及び能力を充分活用すること。

第4章 文化芸術振興の基本的な方針

文化芸術の振興を図る具体的な施策を推進するために、まず基本的な苦小牧市の方針を次のように定めます。

1 「市民の文化芸術に対する意識の高揚に関すること」

文化芸術の薫りあふれるまちづくりのため市民の意識高揚に努めます。

- ・文化芸術振興の担い手は市民であり、市民一人ひとりがそのことを認識する。
- ・市民の手によるイベント開催など、市民が主体的に取り組める機会を提供する。
- ・市の施設におけるイベント、文化芸術活動に関する情報の収集、提供を充実する。

2 「地域の歴史的文化遺産の保存及び活用に関すること」

文化の発展を理解する上で欠かせない歴史的な財産の保存・活用を図り、次の世代につなげてゆきます。

- ・文化財保護法及び市文化財保護条例ではとらえきれない広い範囲の文化遺産の保存・活用のあり方を総合的に検討する。
- ・地元や地元ゆかりの画家などによる、壁画の保存・活用を図る。

3 「芸術鑑賞等広く文化芸術に接する機会の拡充に関すること」

すべての市民が等しく優れた文化芸術に触れる機会を確保し、文化芸術の創造、発展に努めます。

- ・市民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、これらを創造する環境整備を図る。
- ・民間や公共の施設を利用した公演の機会の拡大を図る。
- ・助成制度の拡充により民間団体等の文化芸術活動の促進を図る。

4 「文化芸術を担う人材の育成に関すること」

優れた文化芸術を創造するためには、その担い手に優秀な人材を得ることが不可欠です。このための人材育成に努めます。

- ・創造性豊かな芸術家の育成、優秀な指導者の育成を図る。
- ・発表の機会に恵まれない若手の文化芸術家に対し、民間や公共の施設において発表の場を提供する。
- ・あらゆる芸術家の育成及び資質向上のため、研修などに参加する機会の拡充を図る。

5 「文化芸術に係る交流の促進に関すること」

文化芸術は、人と人が交流することで広まり盛んになってゆきます。様々な文化芸術の交流に努めます。

- ・市内、市外の芸術家との交流を促進する。
- ・文化団体及び文化サークル間での相互の交流を促進する。
- ・市民、文化団体等及び行政で構成する、ネットワーク会議づくりを進める。
- ・姉妹都市との文化交流を促進する。
- ・市内に在住する外国人との相互交流の場を確保する。

6 「文化芸術に係る環境の整備及び充実に関すること」

市の文化施設などが地域の文化芸術の発信基地としての役割を充分果たすように、その整備に努めます。

- ・市の文化施設などの展示の充実、教育普及活動の充実、学芸員等専門家の配置等の充実、市の職員の文化芸術に対する意識の高揚を図る。
- ・市の文化施設などで所蔵している文化財、美術品を市民が気軽に鑑賞し、親しむことができるよう施設内外を問わず積極的に公開・展示を促進する。
- ・市民が気軽に文化芸術活動を行えるよう、市の文化施設などの利用促進を図る。

7 「文化芸術性に配慮したまちづくりの推進に関すること」

苫小牧に住んでいることの充実感や喜びを感じ、市民がいつまでも住み続けたいと願うまちづ

ぐりに努めます。

- ・ 公共の建物など施設の整備や新設に当たっては、周囲の自然環境等と調和のとれたものとなるよう配慮する。
- ・ 苫小牧市の特産品、特色及び自然を活かしたまちづくりを進める。

8 「高齢者、障害者等の文化芸術活動の支援に関すること」

障害のある人も無い人も等しく文化芸術に触れることができる環境づくりに努めます。

- ・ 市の文化施設などで高齢者、障害者、子育て中の保護者等が文化芸術を創造、参加、鑑賞しやすいよう、公演や展示等における配慮を充実する。
- ・ バリアフリーなど、市の文化施設などで高齢者、障害者、子育て中の保護者等が円滑に利用できるための整備を図る。

9 「青少年の文化芸術活動の支援に関すること」

青少年が、豊かな人間性と多様な個性をはぐくむために、文化芸術の創造、参加、鑑賞の機会の促進を図ります。

- ・ 市の文化施設などで、青少年が文化芸術を直接体験できる機会の提供を促進する。
- ・ 年間を通して、青少年の自主的な参加、創造活動を行える場や指導者の確保を図る。

10 「学校教育における文化芸術活動の支援に関すること」

学校教育の中で、文化芸術に対する理解を深め豊かな感性と心をもった人づくりに努めます。

- ・ 市内で活動している指導者及び芸術家を学校に派遣し、文化芸術に関する体験学習の充実を図る。
- ・ 体育館など学校の施設を利用した本物の舞台芸術を鑑賞する機会の充実を図る。
- ・ 市の文化施設などにおいて、児童生徒向けの教育・体験プログラムを充実させ、学校においてそれを積極的に活用する取組を促進する。

4. 苫小牧市民文化芸術振興助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、苫小牧市民文化芸術振興条例(平成13年条例第32号)の規定に基づく助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 助成金は、次の各号に該当する者に交付する。

- (1) 市内に活動の本拠を有する市民及び団体
- (2) 団体にあつては、規約、会則その他これらに類するものを有し、代表者及び所在地が明らかである者

(対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、本市において広く市民を対象として催され、文化芸術の振興に著しく寄与すると認められるもので次の各号に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる自主的な創作発表事業

- ア 音楽発表事業(合唱、管弦楽、吹奏楽、ピアノ等の楽器、歌唱等)
- イ 演劇発表事業(ミュージカル、舞台劇、野外劇、人形劇等)
- ウ 舞踊発表事業(バレエ、ダンス等)
- エ 美術発表事業(絵画、書、工芸、陶芸等)
- オ 文芸発表事業(俳句、短歌、川柳、小説、詩等)
- カ 郷土芸能発表事業

(2) 次に掲げる自主的な鑑賞提供事業

- ア 音楽鑑賞事業(合唱、管弦楽、吹奏楽、ピアノ等の楽器、歌唱等)
- イ 演劇鑑賞事業(ミュージカル、舞台劇、野外劇、人形劇等)
- ウ 舞踊鑑賞事業(バレエ、ダンス等)
- エ 美術鑑賞事業(絵画、書、工芸、陶芸等)
- オ 文芸鑑賞事業(俳句、短歌、川柳、小説、詩等)
- カ その他の芸術鑑賞事業(映画、落語等)

(3) 次に掲げる講演会、研究会等の開催事業

- ア 文化芸術振興に関する講演会(郷土の歴史等)
- イ 文化芸術振興に関する研究会(生活文化等)

(4) その他文化芸術の振興に必要な活動として教育委員会(以下「委員会」という。)が認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、同項の事業に次の各号のいずれかに該当する事業等を含むときには、助成をしない。

- (1) 申請者の年間活動運営事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 政治的又は宗教的な普及宣伝活動を目的とする事業
- (4) 暴力団の利益になると認められる事業
- (5) 特定の会員に限定した事業
- (6) 個人的な出版に限られる事業
- (7) 市又は教育委員会から他の補助金又は会場使用料の免除を受ける事業
- (8) 学校における部活動又は企業及び事業所内の団体が行う部活動、サークル活動等
- (9) いわゆる教授所、教室が開催する稽古ごと、習いごとのおさらい会、発表会等

(計画書の提出)

第4条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、苫小牧市民文化芸術振興助成金交付要望計画書(様式第1号)(以下「計画書」という。)を事業の実施の前年度の2月1日から2月末日までに委員会に提出しなければならない。ただし、追加募集の場合は、委員会があらかじめ定めた期間までに委員会に提出しなければならない。

2 申請者が団体である場合は、計画書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 団体の規約又は会則等
- (2) 団体の役員及び会員名簿

3 委員会は、計画書の提出があった場合は、その内容等の適否について苫小牧市民文化芸術審議会の意見を聴いて、申請者に「助成対象内定(対象外)通知書」(様式第2号)を通知するものとする。

(申請)

第5条 申請者は、計画書を提出後、当該事業実施日の2ヶ月前までに苫小牧市民文化芸術振興助成金交付申請書(様式第3号)(以下「申請書」という。)を委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りではない。

(助成金額)

第6条 助成金は、別表に定める助成対象経費の50パーセント以内で、50万円を限度とし、予算の範囲内で交付する。ただし、事業の実施に当たり、入場料、出品料、広告料その他これらに類

する収入金を徴収する場合には、助成事業の実施に必要と認められる経費から当該収入金に相当する額を控除した額を助成対象経費とする。

- 2 助成金の額は、1万円単位とし、前項の規定により算出した額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金額の制限)

第7条 同一の申請者に対する助成は、1年度につき1回のみとする。

- 2 申請する年度の前年度以前に助成を受けたことがある申請者については、助成金額の制限をすることがある。

(助成の決定及び通知)

第8条 委員会は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、助成の適否を決定する。

- 2 委員会は、前項の規定により助成の適否を決定したときは、申請者に対し助成金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(助成の申請の変更)

第9条 申請者は、助成を受けようとする事業の内容及び収支に変更が生じた場合は、速やかに苫小牧市民文化芸術振興助成金変更申請書(様式第5号)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、委員会が軽微な変更と認めた場合は、その提出を省略することができる。

- 2 委員会は、前項の承認をする場合において、必要に応じ、交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

(助成事業の中止又は廃止)

第10条 申請者は、助成を受けようとする事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第6号)を委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告及び助成金の確定)

第11条 申請者は、助成事業完了の日から1月以内に実績報告書(様式第7号)を委員会に提出しなければならない。ただし、委員会が特に認めた場合は、この限りではない。

- 2 委員会は、実績報告書の提出があった場合は、その内容の審査その他必要に応じて現地調査を行った上、その事業が交付決定をした内容に適合していると認めたときは、助成金額を確定し助成金確定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(助成金の概算払)

第12条 委員会は、助成事業の円滑な実施のため必要と認める場合は、当該申請書に基づき助成金の概算払をすることができる。この場合において、申請者は、助成金概算払申請書(様式第9号)を委員会に提出しなければならない。

(助成金の返還)

第13条 偽りその他不正の手段により助成を受けた者については、その助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(助成事業の普及等)

第14条 申請者は、当該助成事業を実施するに当たり、その事業に係る看板、ポスター、刊行物、物品等に「苫小牧市民文化芸術振興助成事業」と表示することにより、本事業の普及及び啓発に努めなければならない。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年1月5日から実施する。

5. 審議会における審議経緯

平成26年3月20日	平成25年度第2回 苫小牧市民文化芸術審議会	現計画の概要、第2次計画の策定スケジュール、今後の方向性
平成26年8月28日	平成26年度第1回 苫小牧市民文化芸術審議会	市民アンケート結果報告
平成27年3月19日	平成26年度第2回 苫小牧市民文化芸術審議会	市長から「第2次苫小牧市民文化芸術振興推進計画」策定の諮問、計画の概要と今後の策定スケジュール
平成27年5月25日	平成27年度第1回 苫小牧市民文化芸術審議会	計画策定に係る基本的な考え方、第1次計画の検証、市民アンケートの結果
平成27年7月13日	平成27年度第2回 苫小牧市民文化芸術審議会	第1次計画の検証結果、第2次計画骨子事務局案
平成27年9月14日	平成27年度第4回 苫小牧市民文化芸術審議会	第2次苫小牧市民文化芸術振興推進計画の推進(案)
平成27年11月9日	平成27年度第5回 苫小牧市民文化芸術審議会	施策の推進(案)の修正、答申案
平成27年11月30日		市長へ「第2次苫小牧市民文化芸術振興推進計画」を答申

苫小牧市民文化芸術審議会委員名簿

(五十音順)

任期：平成26年6月11日から平成28年6月10日まで

区分	氏名	職業・役職
文化・芸術 関係	伊藤 麗子 委員	邦楽アンサンブル（舞里音）代表 琴教師
	中川 克子 委員	画家、苫小牧美術協会会員
	◎畠山 洋子 委員	声楽家、ピアノ講師
	森山 弘毅 委員	国文学者、苫小牧市文化団体協議会会長
メセナ企業	澤井 隆慶 委員	出光興産株式会社北海道製油所総務課長
	松原 清 委員	苫小牧民報社執行役員
一般企業	○千葉 恒雄 委員	中小企業診断士
教育関係	岡部 吉則 委員	小学校校長会代表（苫小牧市立勇払小学校校長）
	松柳 安希子 委員	苫小牧市教育研究会造形部会幹事長 （苫小牧市立沼ノ端小学校教諭）
一般公募	椎原 弘子 委員	ピアノ講師、プリザーブドフラワー文部科学省認定講師

◎会長 ○副会長

6.「文化芸術に関する市民アンケート」結果

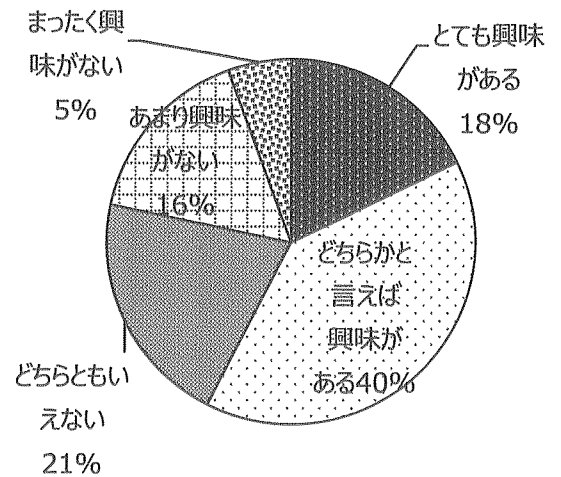
平成 26 年 7 月実施

対象：満 16 歳以上の苫小牧市民 2,000 人 回答者数：609 人 回答率 30.5%

Q1 文化芸術に興味がありますか？

	(人)
とても興味がある	108
どちらかと言えば興味がある	242
どちらともいえない	127
あまり興味がない	98
まったく興味がない	34

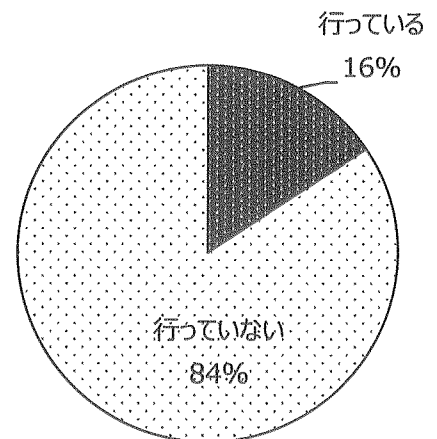
※文化芸術に興味がある市民の割合は、「とても興味がある」と「どちらかと言えば 興味がある」を合わせて 57.4% でした。



Q2 創作活動（鑑賞、見学を除く文化芸術活動）を行っていますか？

	(人)
行っている	95
行っていない	514

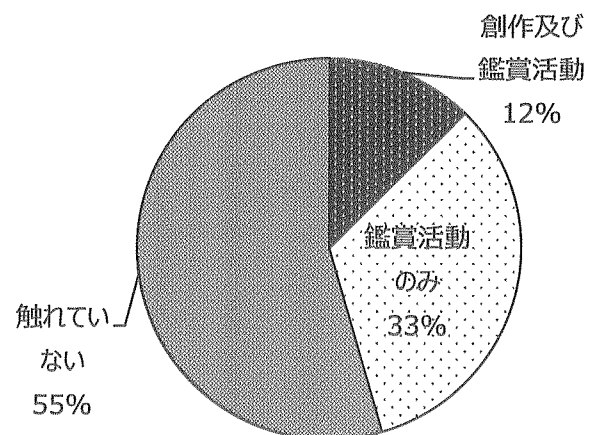
※創作活動（鑑賞・見学を除く芸術活動）を行っている市民の割合は 15.6% でした。



Q3 文化芸術活動への関わりについて

	(人)
①創作及び鑑賞活動を行っている （「創作活動のみ行っている」を含む）	76
②鑑賞活動のみ行っている	201
③文化芸術に触れていない	332

※「文化芸術に触れていない」と回答された市民は 54.5% でした。



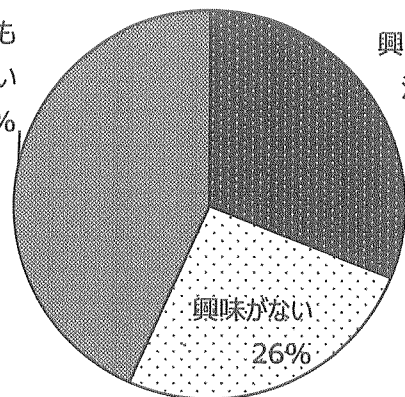
Q4 「文化芸術に触れていない (Q3 の③)」

と答えた方にお聞きします

(人)

興味があるが活動していない	103
興味がない	85
どちらとも言えない	144

どちらとも
言えない
43%



興味あるが
活動して
いない
31%

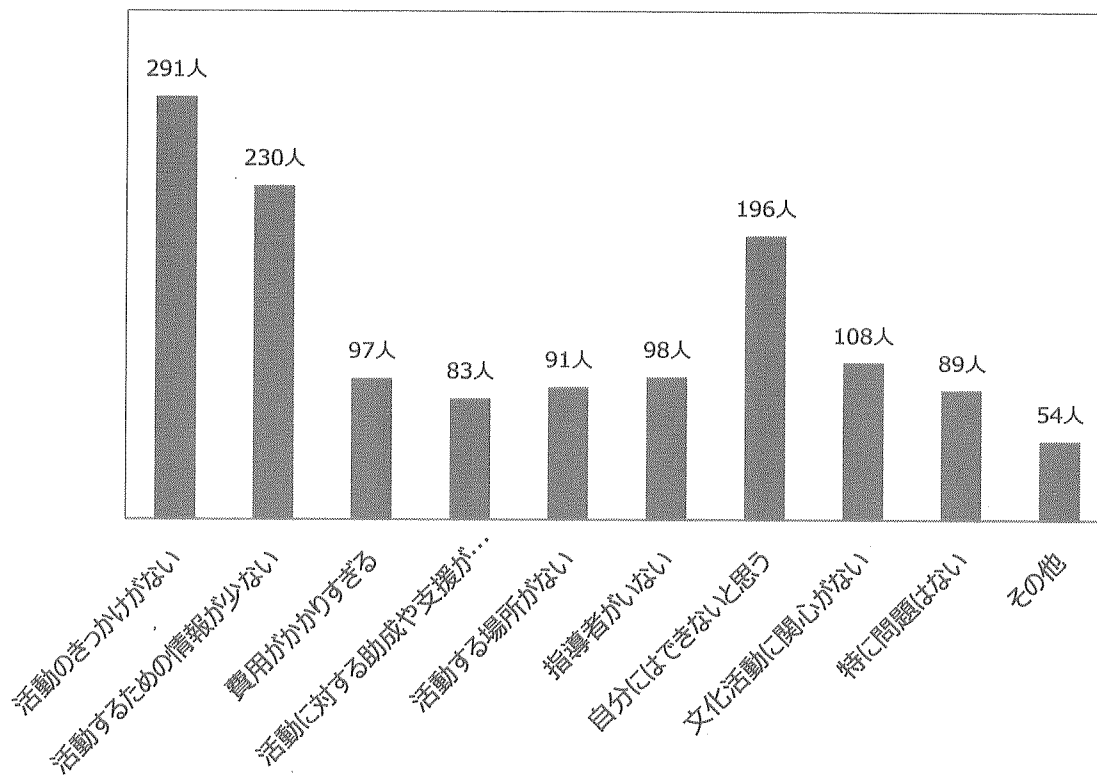
※「文化芸術に触れていない」と答えた方の中で、興味があると回答された方が 31%でした。

Q5 あなたが「文化芸術活動」をするうえで、お困りのことはありますか？ (3つまで選択)

(人)

活動のきっかけがない	291	指導者がいない	98
活動するための情報が少ない	230	自分にはできないと思う	196
費用がかかりすぎる	97	文化活動に関心がない	108
活動に対する助成や支援が少ない	83	特に問題はない	89
活動する場所がない	91	その他	54

※「活動のきっかけがない」291人、「活動するための情報が少ない」230人が上位となっています。



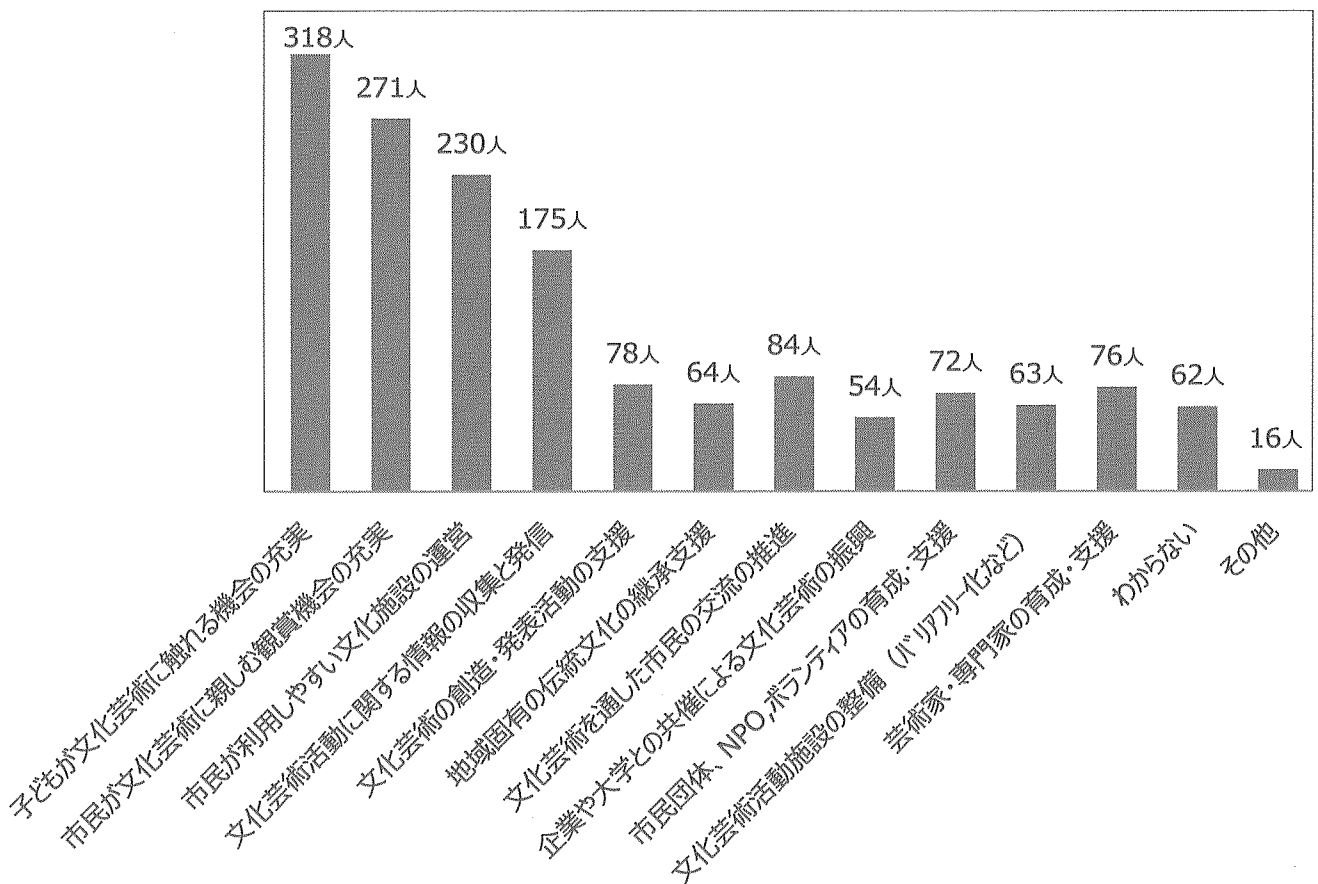
Q6 今後の苫小牧市の文化芸術の振興のために、市の取組として重要だと思うものは？

(3つまで選択)

(人)

子どもが文化芸術に触れる機会の充実	318	企業や大学との共催による文化芸術の振興	54
市民が文化芸術に親しむ鑑賞機会の充実	271	市民団体、NPO、ボランティアの育成・支援	72
市民が利用しやすい文化施設の運営	230	文化芸術活動施設の整備（バリアフリー化など）	63
文化芸術活動に関する情報の収集と発信	175	芸術家・専門家の育成・支援	76
文化芸術の創造・発表活動の支援	78	わからない	62
地域固有の伝統文化の継承支援	64	その他	16
文化芸術を通じた市民の交流の推進	84		

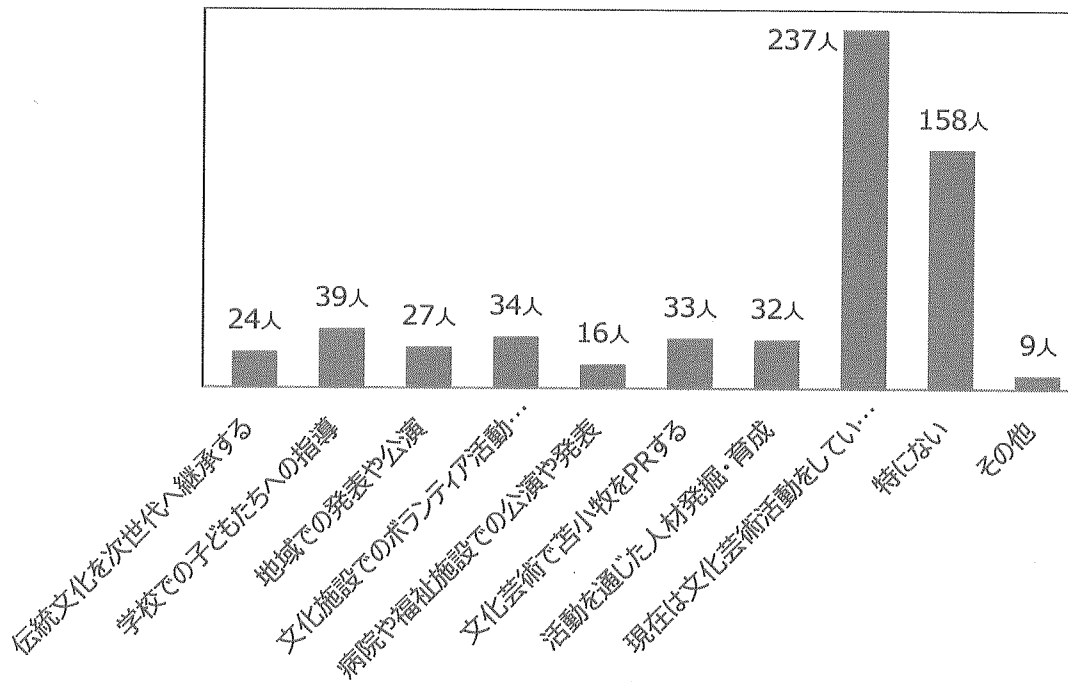
※「子どもが文化芸術に触れる機会の充実」318人、「市民が文化芸術に親しむ鑑賞機会の充実」271人、「市民が利用しやすい文化施設の運営」230人などが上位となっています。



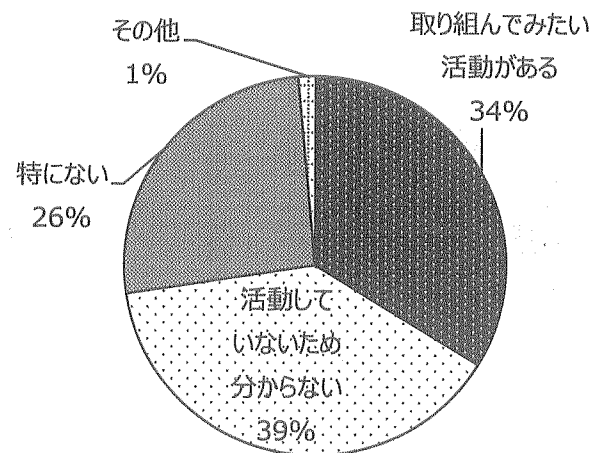
Q7 自身の文化芸術活動を活かして、今後取り組んでみたい社会的な活動はありますか？（1つ選択）

	(人)
伝統文化を次世代へ継承する	24
学校での子どもたちへの指導	39
地域での発表や公演	27
文化施設でのボランティア活動（ガイドボランティアなど）	34
病院や福祉施設での公演や発表	16
文化芸術で苦小牧をPRする	33
活動を通じた人材発掘・育成	32
現在は文化芸術活動をしていないため分からない	237
特にない	158
その他	9

※市民の約3割（205人。上表の左欄を合計。）が、自身の文化芸術活動を活かして、今後取り組んでみたい社会的な活動があると回答しています。



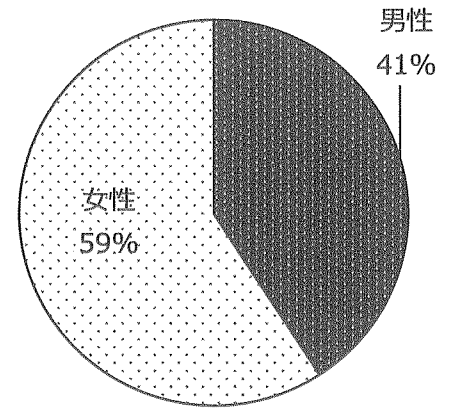
	(人)
取り組んでみたい活動がある	205
現在は活動をしていないため分からない	237
特にない	158
その他	9



Q8 性別は？

(人)

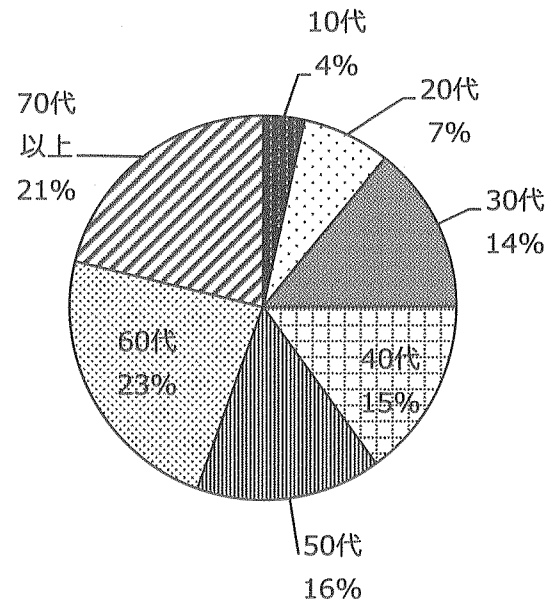
男性	249
女性	360



Q9 年齢は？

(人)

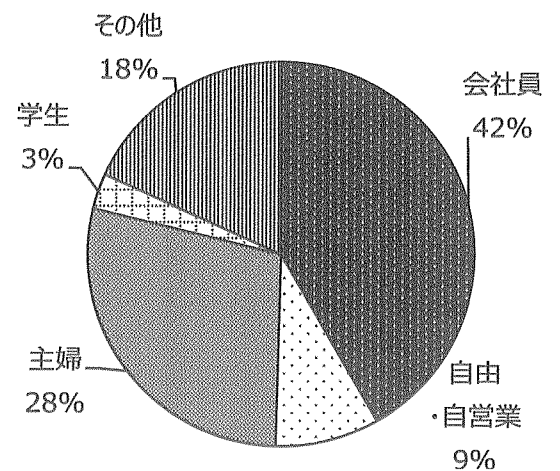
10代	21
20代	45
30代	86
40代	92
50代	94
60代	142
70代以上	129



Q10 仕事は？

(人)

会社員 (公務員、パートを含む)	254
自由・自営業	53
主婦	173
学生	18
その他	111



6.市民からの意見募集（パブリックコメント）結果

平成27年12月7日に第2次苫小牧市民文化芸術振興推進計画（案）を公表し、市民の皆さまから意見を募集しました。

1.実施概要

(1)意見の募集期間 平成27年12月7日から平成28年1月5日までの30日間

(2)意見の提出方法 電子メール、ファックス、郵送、持参

(3)資料の配布場所

市ホームページ、市役所第2庁舎生涯学習課、市役所本庁2階市民情報コーナー、各文化施設（苫小牧市文化会館、苫小牧市文化交流センター、苫小牧市立中央図書館）、各コミュニティセンター（豊川、住吉、沼ノ端）、各出張所（のぞみ、勇払）、駅前証明取扱所、植苗ファミリーセンター

2.意見の内訳

(1)意見提出人数 1人

(2)提出意見の件数、項目 1件、1項目

3.意見と市の考え方

No.	該当箇所	提出されたご意見	市の考え方
1	2. 歴史的文化遺産の保存と活用	<p>国指定史跡「静川遺跡」について約4000年前、私達の住むこの地に、先人としての縄文の人々が生活していた遺跡（静川遺跡）があります。1万年の縄文時代を通じて、他に類のない「環壕」が発掘され、国指定の史跡に登録されています。</p> <p>この貴重な遺跡は、現在、土に覆われ「保存」されていますが、「活用」については、ほとんど手つかずの状態です。遺跡への道標や遺跡を説明する看板は設置されていますが、縄文の人々の生活を感じさせるモノがなく、訪問者に、何の感動も与えられる遺跡ではない様に思います。</p>	<p>市内に点在する指定・未指定文化財などの歴史的文化遺産の活用は、郷土愛の醸成や郷土の歴史を学ぶ上で重要なものであり、文化芸術の振興に資するとの観点から本計画に掲げているものです。</p> <p>ご意見の静川遺跡の学術的価値は十分に理解しておりますが、本計画は個別の文化財についての計画や活用を規定するものではなく、市内全体の歴史的文化遺産の包括的活用により、文化芸術の振興を図る旨の計画でありますことから、ご意見につきましては、今後の検討を進める上での参考とさせていただきます。</p> <p>なお、教育委員会の附属機関とし</p>

		<p>来訪者が、何を感じて帰るのか。 来訪者が、苫小牧市の文化に対する姿勢をどう評価していくのかを、考えてほしいと思います。</p> <p>文化遺産は、報告書にも有りますように「郷土愛」を育み、心を豊かにしていくものです。市民や来訪者に、郷土愛や感動を与えられる場所として、静川遺跡を生かしていくことが、大切な事と思います。</p> <p>そこで、「静川遺跡の活用に関する「検討会」を、関係者を集めて立ち上げる」事を提案します。</p>	<p>て、学識経験者等で組織する「文化財保護審議会」を設置しておりますことから、個別の文化財の活用や検討会の設置につきましては、審議会と協議していきたいと考えております。</p>
--	--	---	---

第2次苫小牧市民文化芸術振興推進計画

発行：平成28年3月

発行者：苫小牧市

編集：苫小牧市教育委員会 教育部 生涯学習課

〒053-0018

苫小牧市旭町4丁目4番9号

TEL 0144-32-6752

